

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 河村 龍 男

- 1 日 時 令和7年10月8日(水) 10時00分開会、14時51分閉会
教育委員会
令和7年10月9日(木) 10時00分開会、16時43分閉会
政策企画部、環境市民部
令和7年10月14日(火) 10時00分開会、11時27分閉会
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 河村 龍男、仲小路 悦男、中村 讓、中本 和行、仲山 哲男、
林 節子、藤川 みゆき、森戸 芳史、早稲田 真弓
- 4 事務局職員 山本 大輔、起本 一生
- 5 説明員 吉本副市長
【教育委員会】 伊藤教育長、小山教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学
園推進課長、岩政学校教育課長、田中学校教育課主幹、宮本部活動改革推進
室長、久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、大
濱図書館長、高橋学校給食センター所長
【政策企画部】 山門財政課長兼行政経営室長、坪根企画調整課長兼秘書室長、松岡情報・D
X推進課長、岩崎税務課長、大隅収納対策課長、守田会計管理者、高木会計
課長
【環境市民部】 讚井環境市民部長、藤井市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼
深山浄苑長、山根生活安全課長、原田市民課戸籍担当課長、村上人権推進課
長兼ふれあいセンター所長、国広地域づくり推進課長地域づくり支援センタ
ー所長
【総務部・消防担当部】 山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、和久総務課長、山近人材育
成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、秦消防担当課長、山口入
札監理課長、中村監査委員事務局長、園田選挙管理委員会事務局長、森次大
和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光統括出張所長兼室積出張所長、福田
浅江出張所長、奥田周防出張所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは決算書の191ページですけれども、連携・協働教育推進事業のコミュニティ・スクール推進事業交付金112万円とありますけれども、この交付先別の金額をお示してください。

○岩政学校教育課長

コミュニティ・スクール推進事業交付金の交付先別の金額につきましてでございますが、市内の全小中学校16校に対しまして、1校当たり7万円を交付したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

全校同額ということで分かりました。

以上です。

○早稲田委員

おはようございます。決算書189ページの修繕料についてお尋ねします。

真ん中ぐらい、事務局運営事業のところの修繕料について、内訳の説明をお願いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

事務局運営事業の修繕料14万8,963円でございますけれども、こちらにつきましては、教育総務課で保有しております公用車4台にかかる車検、それから12か月点検にかかる経費、そのほか庁舎1階に設置しておりますシュレッダーが故障したことによる修繕を行ったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

車検等ということで確認しました。

それから、先ほどちょっと説明はあったんですけれども、真ん中ぐらいのサーバー等保守委託料とサーバー機器の借上料ということで、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

サーバー等保守委託料、それからサーバー等機器借上料についてでございます。サーバー等保守委託料につきましては、教育委員会と各学校をつないでインターネット、それからメールの利用、共有ファイルサーバーなどの接続をするシステムについて、安定稼働を行うために保守や最近のセキュリティー対策を維持するためのライセンス取得、それからその更新に要した経費でございます。

それから、サーバー等機器借上料につきましては、先ほど申しました教育委員会と各学校をつなぎ、インターネット、メール使用、それから共有ファイルサーバーなどの接続に関するシステム機器のリースに要した経費でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

これは、以前使用していたものとは新たにということなんでしょうか。それとも、全く初めての仕組みなのかお尋ねします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

これらにつきましては、従前から使用しているものでございます。機器借上料につきましては、470万8,000円の減額になっておりますけれども、こちらにつきましては、機器についての再リースを行ったことによるものでございます。

以上です。

○早稲田委員

減額の理由分かりました。再リースになっているということで、まだ使えるときは再リースでお願いできたらと思います。

それから続きまして、決算書191ページのスクールライフ支援事業についての、こちらもちょうと細かい数字ですけど、修繕料についてお尋ねします。

○岩政学校教育課長

スクールライフ支援事業における修繕料につきましては、内容は教育支援センターに設置しておりますプリンターが故障したため修繕を行ったことでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。確認できました。

では、また同じ決算書191ページの教育庁舎管理事業についての修繕料についてもお尋ねしたいと思います。お願いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

教育庁舎管理事業における修繕料でございますけども、何件がありまして、1つは庁舎1階のホールのドアが少し故障しまして、その部分の修繕をしたもの、それから、新たにひかり学園推進課が新設されましたことから、電話設備の移設等を行ったもの、さらには、老朽化しております教育庁舎の受電設備の部品交換、これは前年度の点検結果を受けまして、令和6年度に実施したものでございますが、こういったものでございます。

このほかにも、トイレの漏水修繕であるとか、照明、誘導灯の取替えなども行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。教育庁舎のほうの老朽化についても、いろいろこれから経費がかかっていくのかとちょっと心配しております。

そしてまた次の質問ですけど、その下のとこ、特別支援教育推進事業の発達検査謝金というのは何でしょうかお尋ねします。

○岩政学校教育課長

発達検査謝金でございます。これにつきましては、児童生徒の適正な就学に向けまして、発達の状態を客観的に評価することを目的として発達検査を実施しております。検査自体につきましては、専門家に依頼しておりまして、検査、報告書の作成、必要に応じて保護者との面談、こういったものを実施しておりまして、検査1件につき謝金を2万円としております。

以上でございます。

○早稲田委員

検査を先生が行うのかと思ったら専門家にお願いしているということで、ここで謝金が発生するということが分かりました。

では、続きまして、小中一貫ひかり学園推進事業についてですが、ページめくって決算書193ページにありますところですが、ちょっとこちらも細かいんですけど、修繕料についてお尋ねします。

○吉永ひかり学園推進課長

ひかり学園推進事業の修繕料の内容でございます。こちらにつきましては、この4月に大和小学校が開校いたしました。その開校に向けて旧岩田小学校の周辺環境整備を整えた修繕というふうになっておりまして、大きく2点ありますけれども、まず1点目は、この大和小学校がスクールバス3台、今運用していますけれども、そこで徒歩通学の児童の安全対策を図るために、ちょうど今の大和小学校の前にある市道の部分に安全対策のための指導線と言いますけれども、いわゆる白線と緑の線で、バスの運転手であったり、乗用車の方に注意喚起といいますか、そういったものを行うための修繕を1点

行っています。

あともう一点は、正面玄関の近くの看板の修繕を行ったというところでございます。
以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。そういったものも修繕料の中に入るといことで確認できました。
この項目の中の2つ下の手数料とはどんなものでしょうかお尋ねします。

○吉永ひかり学園推進課長

手数料の内訳でございます。手数料の内訳につきましては、旧岩田小学校の外壁部分に岩田小学校の校章がありましたので、そこを取り外したりですね、あと光市立岩田小学校というステンレス文字を取り外す、そのあたりの手数料となっております。
以上でございます。

○早稲田委員

そういったものが手数料ということで、じゃあ、この同じ項目のまた3行下ぐらいのホームページ構築委託料とって、とても金額的には安いんですけど、このホームページ構築委託料とはどんなものなんでしょうかお尋ねします。

○吉永ひかり学園推進課長

このたび開校いたしました大和小学校のホームページを作成したものでございます。作成に当たっては、旧塩田小学校、東荷小学校が使っていたホームページを活用したんですけれども、その、ブログ形式のホームページなんですけれども、そうした基盤をつくっている会社がありまして、そのパッケージといいますか、それを活用したので安いといいますか、この値段で対応できたというところでございます。
以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。パッケージを利用したということで安いということで、新しく構築したらこんな値段では済まないと思うんですけれども、パッケージということで理解いたしました。
以上です。

○林委員

おはようございます。1点お尋ねいたします。

主要施策の成果の189ページ、先ほどからスクールライフ支援事業のことで多岐にわたり金額とかお示しいただきましたんですけれども、スクールライフ支援事業について少々お尋ねをしたいと思います。お尋ねしております。

不登校や集団への不適應の状況にある児童生徒に対して、支援員の方々が何度も足を

運び、一人一人に心を傾ける大変なお仕事であると思っております。現状どのような状況でありますでしょうかお伺いをいたします。

○岩政学校教育課長

スクールライフ支援員についてでございます。今お示しのように、スクールライフ支援員は学校や教室に登校することが難しい状態にある児童生徒を対象としまして、基本的には生活習慣の正常化、社会とのつながりの確保に向け、学習支援を基盤として教育相談による登校支援をしたり、一緒に運動したり、あるいは教科に関連する活動を行ったりするなどの業務を行っております。

家庭訪問により支援を行っているというほか、図書館の2階に設置しております教育支援センター「まなびばひかり」におきまして、個別学習の支援や教育相談を行ったりしております。

また、市内学校を計画的・継続的に訪問して、学校の相談室等で学習支援、心理的支援、こういったことをすることで、不登校の未然防止、早期対応につなげたり、周防の森ロッジで定期的に「あそびばひかり」というものを開催しております、これで自宅から出て学校復帰や社会とのつながりにつなげたり、そういった支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。ただいま熱心な支援をされている、多岐にわたっての寄り添って生徒が前に一歩踏み出すことができるために御支援をいただいているということで、137名の方が1,686回、長時間にわたって支援をされているということでございますけど、状況として、今学校とか、一歩前へ進めていらっしゃるいろんな支援の中で、学校とかに来られるようになったという、登校できるようになったという結果はどのような状況でしょうか。

○岩政学校教育課長

ありがとうございます。今の成果についてございますが、継続的に児童生徒の学校、家庭を訪問して、一緒に歩いて学校に登校するというのを繰り返していく、あるいは該当児童生徒の様子を保護者と学校と共有しながら、しっかりと体制をつくっていくことによりまして、昨年度、令和6年度につきましては、24名の児童生徒が学校に復帰するなど、大小様々な違いはございますけども、そういった改善が見られたところでございます。

以上でございます。

○林委員

皆様の努力によって令和6年度は24名の学校復帰ができたということは、とても喜ばしいこととあります。支援員の方々の努力のたまものだと喜んでおります。今後ともし

つかりとサポートしていただきますようによろしくお願いいたします。
終わります。ありがとうございました。

○岩政学校教育課長

すみません。先ほど委員さんの訂正をさせていただきたいと思います。137人の支援数ではなくて37名というふうになっておりますので訂正させていただきます。
以上でございます。

○林委員

私がちょっと言い間違えておりました。すみません、ありがとうございました。訂正いたします。

○早稲田委員

すみません、1点ちょっと忘れておりました。
決算書189ページの事務局運営事業の中の真ん中より少し下ですけど、自治体国際化協会負担金というのが増額しているんですけど、こちらについての説明をお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

自治体国際化協会負担金でございますけども、こちらは一般財団法人自治体国際化協会、こちらが実施いたします語学指導を行う外国青年招致事業、これを通じましてAL Tを2名任用するに当たって、任用に応じた会費、それから傷害保険、渡航費、オリエンテーションなどの実施にかかる負担金でございます。例年こういった経費を支払いしておるんですけども、令和6年度につきましては、これまでのAL Tの任期がお二人とも満了を迎えまして、その後、新たに来日するAL Tを任用しましたことから、来日にかかる渡航費であるとか、オリエンテーションにかかる負担金、これが発生したために増加したものでございます。
以上です。

○早稲田委員

任期満了に伴って新しい方が来日に伴うということで、渡航費とかがかかったということで増額の理由が分かりました。
すみません、以上です。

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中村委員

それでは、決算書193ページの修繕料についてお聞きいたします。

タブレットが個人個人に配付されまして一定期間が経過しました。子供たちも大分慣れてきていると思うんですけども、タブレットの壊れた件数というのはどれぐらいあるでしょうか。また、前年比と比べてはどうか、お願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

タブレットの故障件数ということでのお尋ねですけれども、令和6年度につきましては、小学校が34件、内訳としましては、カメラやバッテリーなどの自然故障が12件、それから落下など過失による故障が22件でございます。中学校は57件、内訳は自然故障が28件、過失による故障が29件でございます。

前年度ということもございました。令和5年度は小学校が27件、内訳は自然故障4件、過失による故障が23件。中学校は25件、内訳は自然故障3件、過失による故障22件でございます。令和6年度は、5年度と比べて、小中学校合わせて39件、そのうち自然故障33件が増加となっております。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。ただいま御答弁にもありましたように、前年度に比べて故障が増えているというところで、修繕にかかった額というのはどうなっているのでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和6年度については、修繕料はかかっておりません。理由といたしましては、この契約自体、令和3年1月にしております。リース開始時に5年間の契約として、先ほど少し説明しましたけど、小学校2,116台、それから中学校1,155台を導入しております。昨今の児童生徒数の減少によりまして、使わなくなった、いわゆる予備として保有することができる台数、これが増えてきておりますので、故障時にはこの予備台数を貸与することができた、そのため修繕が発生しなかったということでございます。

以上です。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。修繕費はかかっていないというところで、児童数が減ったことによる予備機が増えていまして、それを使ったということで理解しました。

しかしながら、故障が増えているという状況を踏まえて、またどのような対応を取っているのでしょうか、お願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

まず、使用に当たりましては、毎年、児童生徒の保護者宛に「大切に使うこと」など

の留意事項を記載した書類を配布して、注意喚起を行っております。

一方で、先ほど説明しましたが、故障が増えております。故障時の対応につきましては、予備機で対応するというのを基本としておりますけれども、年度間で児童生徒数の減少により確保される予備台数の数、これをある程度勘案しながら、自然故障の増加等の状況も鑑みて、令和7年度予算におきましては、修繕経費を計上するなど対応を取ったところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。子供たちが普通に使用しているとしても、どうしても壊れたりすると思いますし、予備機も減少するというので、数にも限界があるとは思いますが、今後、更新時期もあると思いますので、対応策はしっかりとしておいてください。

それから、令和6年度決算審査参考資料の11ページの不用額についてお聞きします。

小中学校それぞれの学校管理備品購入費78万6,000円と、中学校が82万2,000円、義務教育教材等購入費が86万9,000円と、不用額が発生しています。これは、児童生徒の学習環境に直結する部分だと思うんですけども、当初の見込みが過大だったのか、それとも調達の遅れなのか、必要な教育環境の整備が先送りになっていないでしょうか、そのあたりをお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

まず、小学校と中学校の学校管理備品購入費につきましては、児童生徒用の机や椅子などをはじめ、学校管理用の備品を購入するための予算として計上したものです。令和6年度につきましては、AED屋外保管庫も購入しておりますので、例年よりは増額した予算を計上しております。

不用額につきましては、小学校、中学校ともに、児童生徒用の机・椅子、こちらの更新、それから追加、これに対する購入が当初見込みよりも少なかったこと、それから年度末に向けて一定程度、不測の事態に備えて額を確保しておりましたが、そういった事案も発生しなかったということによるものでございまして、調達の遅れであるとか、必要な教育環境整備が先送りというようなことは生じておりません。

以上です。

○中村委員

了解しました。予定より更新や追加などが少なかったというところとか、先送りにはなっていないということで了解しました。

教育振興費の不用額についてですけれども、教育振興費の中国・全国大会選手派遣費というのが78万8,000円、不用額が見られますが、これは大会中止や参加辞退によるものなのでしょうか、お願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

すみません、先ほどの不用額のところで、義務教育教材等についてもお尋ねいただいていたのですが、少し答弁を忘れておりましたので、併せてさせていただきます。

義務教育教材等購入費につきましては、大型備品であるとか楽器、それから体育教材等の故障などによる更新なども含めて購入するための経費として計上したものでございます。こちらにつきましても、3月補正以後の不測の事態に備えて一定額を残しておりましたが、事案が発生せずに予算残が生じたものでありまして、調達の遅れや必要な備品の先送りといったことは生じておりません。

それから、ただいま御質問いただきました、中国・全国大会派遣に関する不用額の件でございます。

中国・全国大会の派遣費につきましては、予算段階で、中国大会6競技、それから全国大会5競技、これを想定して130万円を計上しておりました。申請者であります光市中学校体育連盟からの申請に基づきまして、令和6年の5月に130万円の決定、概算払いを行ったところでございます。

実際の大会出場につきましては、中国大会が6競技、それから全国大会は1競技でありまして、これを3月末に実績報告を頂きまして、不用額となりました78万8,000円、こちらを戻入していただいたということになりますことから、不用額が発生したものでございます。大会中止とか参加辞退というところはお伺いしておりません。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。大会中止や参加辞退などはなかったというところで理解しました。先ほどの義務教育教材等の購入費についても、故障がなかったというところで不用額が発生したというところで理解しました。ありがとうございます。

続きまして、決算書199ページの上段のあたり、土地使用料について、こちらを詳しく教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

決算書199ページの中学校整備事業の土地使用料の御質問でございます。

先ほどの決算の説明の際もさせていただきましたけれども、この中学校整備事業の浅江中学校移転改修事業、この中に関連するものでございまして、その説明の際に、中学校の土地の一部と県の土地を交換する際に、まず測量で境界等をはっきりさせていく必要があるということで、その作業を進めていくときに、中学校の敷地内に国所有の旧法定外公共物があったというところで御説明させていただきました。その土地を国から購入する協議を行っていたところ、国から、購入額については確定したんですけれども、併せてこれまで市が使っていた旧法定外公共物の使用料についても支払う必要が生じたことから、今御質問いただきました土地の使用料、これを計上したところです。

こちらにつきましては、国の取扱規程に沿ってこれまで何十年にわたって使用しておりましたけれども、使用料については、そうした期間、一定期間使用した場合は10年間遡って使用料を徴収することができるという国の取扱いがありましたので、これに沿っ

て25万9,000円を支払ったところでございます。
以上でございます。

○中村委員

分かりました。国の土地の10年間の使用料ということで理解しました。ありがとうございます。

主要施策の成果の200ページの下段なんですけれども、公認指導者資格取得経費補助金についてお聞きします。

こちら、一番下ですね、補助件数3件とありますけれども、中身を詳しく教えてください。

○宮本部活動改革推進室長

補助件数3件の中身ということでございます。中身ですので、資格の内容及び補助額の内訳をお答えさせていただきます。

3件のうち2件が公益財団法人日本スポーツ協会ソフトテニスコーチ1という資格を取得して、補助額が5万円、上限額の5万円掛ける2件分、お二人分ですね。それから、もう一件が、公益財団法人日本スポーツ協会卓球コーチ1を取得されまして、補助額が3万3,000円掛ける1件ですね。合計で3件の13万3,000円ということになっております。
以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。2件がテニス、1件が卓球ということで理解しました。ありがとうございます。

次が、その上の地域クラブ活動登録団体数なんですけれども、令和6年度はスポーツ活動団体22件、文化芸術活動団体が10件、その他公認団体が14件とありますが、これは団体の代表者か、もしくは指導者の方は、皆さん資格というのを持たれているのでしょうか、お願いいたします。

○宮本部活動改革推進室長

指導者の資格の有無についてのお問合せを頂きました。地域クラブ活動登録団体には、スポーツ系の活動や文化芸術系の活動、それからその他レクリエーション的な活動を行う団体など、様々な活動団体がありますことから、全ての指導者が資格を保有しているというわけではございません。ちなみに、令和7年3月末時点、46団体の中で指導者が141名おりますが、そのうち公認指導者資格を保有している方が66名、約47%の方が所有しているという状況でございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。全てではないというところで、今、代表者が141名のうち66名、47%

ということで理解しました。いよいよ来年度、本格的に中学校の部活動の地域移行がスタートすることになるとと思いますが、スムーズに地域移行できるよう引き続きよろしくお願いたします。

以上で終わります。

○仲小路委員

それでは、何点かお伺いします。

決算書195ページですけれども、小学校整備事業の施設整備工事、一番下の段ですが、1,121万1,000円ですが、これは浅江小学校のドアの取替えが891万円ですが、その他の工事についてお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小学校整備事業の施設整備工事のうち、浅江小学校ドア取替工事以外ということで、主なものを申し上げます。

1点目は光井小学校の砂場設置工事でございます。こちらは現行の砂場が、長年にわたってグラウンドからの土の流入によって、砂場の機能が失われていたということがございましたので、新たな砂場をグラウンドの校舎側に設置したものでございます。こちらが175万4,000円でございます。

それから、2点目は岩田小学校のシャワールームの設備の設置工事でございます。こちらにつきましては、三輪小学校に設置されておりました給湯器等のシャワー設備、こちらを大和小学校の開校に向けまして、当該児童が大和小学校に通うということで、岩田小学校に移設したものでございます。こちらが37万4,000円。

主なものは以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく、決算書195ページ、小学校整備事業の学校管理備品購入費258万7,000円ですが、この主な内容をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校管理備品購入費でございますが、2点の購入をしております。

1点目は、小学校の保健室、それから職員室、これの業務用のエアコン更新でございます。これにつきましては、設置から20年以上が経過しておりまして、老朽化をしていました島田小学校の保健室、こちらに1台。それから上島田小学校の保健室、こちらに1台。それから三井小学校の職員室、こちらに2台。それぞれエアコンを更新したものです。こちらが211万8,000円でございます。

それから、2点目は学校用品収納物置の設置でございます。これは災害復旧費で説明いたしましたが、令和5年度に発生した島田小学校東側斜面崩落で、当時設置しておりました物置が使用不能となったということがございましたので、災害復旧工事が完了し

たということで、改めて島田小学校に学校用品収納物置を設置したものです。こちらが46万9,000円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、同じく決算書195ページ、上から3段目、小学校管理事務費の白蟻駆除委託料42万9,000円ですが、この状況をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

白蟻駆除委託料の件でございます。

こちらは、令和6年の6月頃に岩田小学校の体育館のステージ周辺にシロアリが大規模に発生、発見されたということで、緊急に対応する必要がありましたことから、薬剤駆除を実施したものです。状況といたしましては、ステージの下にパイプ椅子等の収納庫があります。その収納されているステージの下の部分の、ステージを支える柱の一部に空洞が見られまして、このまま放置すると、さらに拡大するおそれがあったということで、一部修繕を行った上でシロアリの薬剤駆除を実施したものでございます。この委託料については、その薬剤駆除に係る経費でございます。その実施後はシロアリの被害は発見されていないという状況です。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、決算書195ページの同じく小学校管理事務費の学校管理備品移転委託料34万5,000円の内容をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校管理備品移転委託料ということですが、2点、移転を行っております。

1点目は、塩田小学校にありました物置を岩田小学校に移設したものです。これは大和小学校の開校を控えまして、使用物品等が増加するということがございましたので、比較的新しい塩田小学校の物置を移設したものでございます。こちらが24万6,000円になります。

それから、もう一点は、浅江小学校の渡り廊下に設置しておりました靴箱を校舎内に移設したものでございます。これは防犯の観点から、学校の要望も踏まえまして、移設スペース、それから防犯性などを総合的に勘案いたしまして移設を行ったものでございます。こちらが9万9,000円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、先ほどこよつと確認した小学校整備事業の施設整備工事1,121万1,000円がありますけども、繰越明許が2,747万8,000円ありますが、この内容はどうなりますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

繰越明許2,747万8,000円についてでございますけども、これは令和7年3月議会で御議決を頂きました令和6年度光市一般会計補正予算（第7号）に計上したものでございまして、定期点検の際に水漏れが確認されて、放水圧、それから放水量が不足している光井小学校の屋内消火栓ポンプ取替工事、これが1,111万円。それから、底面塗装が消失し、コンクリートが露出しておりました三井小学校プール底面塗装工事、これが264万円。同じく、上島田小学校の工事が280万5,000円。それから、プール底面の漏水の疑いがありました光井小学校プールの防水改修工事、これが1,092万3,000円でございます。これらを令和7年度に繰り越したものでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、主要施策の成果の194ページですけども、小学校教育振興事業の学校図書及び教材備品等の整備で、教師用教科書指導書等購入2,656万6,000円とありますけども、これは決算書では1,895万3,000円となっておりますけども、備品以外に消耗品もあると思いますので、内容をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

この教師用教科書指導書等につきましては、例年、特別支援教室の増など、クラス増があったときに備えて購入しているということで、令和6年度はこれらに加えて、先ほど説明いたしましたけども、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書指導書等の購入を行ったものです。

その内容についてでございますが、先ほど御指摘いただきました、備品購入費部分が1,895万3,000円、それから消耗品部分が724万3,000円、それから例年の特別支援教室のクラス増などによる購入が36万9,000円でございます、その合計額で2,656万6,000円ということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

今ありました消耗品とは、どういうものが入りますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

これは財務規則に基づきまして、税抜き1万円以下のもの、これを消耗品として取り

扱っているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。内容は同じというもので、金額が低いということで了解しました。ありがとうございます。

それから、ほかにですが、決算書197ページですけども、中学校管理事務費の空調設備設置委託料42万9,000円ですが、この詳細をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

空調設備設置委託料でございますけども、令和6年度に大和中学校の普通教室が1クラス増加をいたしました。新たに普通教室となる教室に空調設備が備わっていなかったことから、島田小学校のクラス数減によって余剰となっておりました天つりのエアコンがございましたので、そちらを急遽、大和中学校の普通教室に移設、移転したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解です。

それから、決算書199ページですけども、中学校整備事業の施設整備工事の10億3,696万8,000円がありますけども、これは光井中学校の長寿命化対策改修工事が4億4,880万円、それから室積中学校体育館の床改修工事が3,652万円、それから浅江中学校移転改修設備工事が5億5,000万円、合計が10億3,532万円となりますけども、差額の164万8,000円の内容をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

中学校整備事業の施設整備工事で、細かいものもありますので、大きなものを御説明いたします。

その工事の内容としましては、室積中学校の西側のトイレ棟の2階の男子トイレ、こちらに和式トイレがあるんですけども、このトイレの連続する2基が故障いたしました。修繕等を考える中で、2基を和式そのまま修繕するか、それか2基を撤去して洋式を設置するかということで、費用面からすると、ほぼほぼ同額で、若干洋式のほうが安いということがございまして、学校に意見聴取もしましたところ、洋式の希望がありましたので、これを洋式1基に変えたということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

あと、最後1個ですが、同じく199ページの中学校整備事業の学校管理備品購入費173万2,000円の内容をお示してください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

こちらは小学校費と内容的には同じでございます。老朽化しておりました職員室のエアコンを更新したものです。場所としましては、島田中学校職員室、これが1台、それから室積中学校の職員室、こちら2台を更新したものでございます。その2件でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○中本委員

それでは、就学援助事業について、小中学校がありますので、小学校から質疑をしてまいりたいと思います。

決算書あるいは主要施策の成果の195ページをお開きください。決算で見ますと、1,804万1,220円という決算数字が出ております。不用額は302万6,000円と出ておりますが、予算をつくるときに、予算は非常に難しい予算だというふうに思っておはしております。データ分析あるいは過去の傾向に基づいて予算化するというところで、一応予測というような言い方がありますが、今回、不用額が302万6,000円出ておりますが、この不用額の内容と、どのように捉えておられますか、お聞きいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

就学援助費につきましては、扶助費でありまして、年度によって変動がございますことから、先ほど御指摘をいただきましたけども、なかなか難しいということで、予算段階では一定程度認定率を、過去の実績等も踏まえて、認定率を一定程度高めに設定をして要求させていただいております。

令和6年度につきましては、認定率を15.0%として予算措置を行ったところでございますが、実際、小学校の認定率は12.6%となりましたことが、不用額が生じたものでございます。なかなか精緻な予算措置というのは難しいと考えておりますけれども、実績見込みなどを精査した上での予算措置が必要であると認識はしております。

以上でございます。

○中本委員

理解をいたしました。就学援助事業については、認定基準があつて、非常に厳しい状況の認定を判断しなければいけないということでもあります。所得制限があるわけですので、そのあたりの選定の認定率についてですね、令和5年度と比べたら令和6年度が12.68%ということで、認定率が落ちております。低いこの認定率、もう一回、どのような分析をしておられますか、お聞きをしたいと思います。

○加川教育部次長兼教育総務課長

認定率についてでございます。本市の認定率につきましては年々減少しております。こちらにつきましては、国や県においても同様の傾向が見られるというところがございます。その要因についてでございますが、文部科学省が実施しております就学援助実施状況等調査というのがございます。こちらによりますと、認定率減少の理由として多くの自治体が、児童生徒数の減少、それから経済状況の変化というものを挙げております。

本市におきまして、小中学生のいる家庭の経済状況について調査をしておりませんことから、詳細な分析というのを行うことは困難でございますけれども、総務省が実施しております市町村課税状況等調査の調べ、これによりますと、本市の平均総所得金額は増加傾向にございます。また、児童生徒数は年々減少しているということがございますことから、認定率の減少の背景には、多くの自治体と同様に、児童生徒数の減少、それから経済状況の変化があるものということで推察をしているところです。

以上です。

○中本委員

当然、生徒数の減少というのは年々続いておるわけでありますので、まだまだ生徒の減少はだんだんだんだん続いていくというふうに思っております。この制度については、さっき申し上げましたように、認定基準に基づいて制度を決定するわけでありますが、今の経済状況が非常に厳しい状況の中で、義務教育の費用の負担が困難な保護者というのが多くあって、むしろこの就学援助事業については若干見直しをしなければいけないかなというふうに思っております。

とりあえず小学校の分はそれで了解いたしましたので、中学校であります、就学援助事業について、決算書199ページ、これもやっぱり不用額が293万9,000円出ておりますが、やっぱり同じような考え方というふうに思っておりますが、この予算乖離について、もう一回、中学校の分でお願いをいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

中学校費につきましても、小学校費と同じような感じになりますけれども、当初予算段階では、中学校につきましても認定率15%として予算措置を行っておりましたが、実際、中学校の認定率は13.95%となりましたことから、不用額が生じたものです。

要求に当たりましては、年度間によって変動があると。実際に中学校費で申しますと、令和4年度から令和5年度にかけては率が上がったというようなこともございましたので、なかなか本当精緻な見積りというのが難しいような状況ではございますが、さらなる精緻をしながら予算措置についてはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

よく理解をいたしました。中学校も同じように、主要施策の成果200ページの図表で

見えますように、学校用品等が418万3,000円、それから修学旅行が293万3,000円、給食費が7,651万円と、非常にこの148人という申込み、認定が多いということがお分かりできると思います。

同じように、小学校も非常に給食費の認定の人が243で1,105万円ですかね。それだけ給食の費用の認定が多い、申込みが多いということは、先ほど申しあげましたように、所得制限がありますので、よく分かっておりますが、今の経済状況を見たときに、この制度の見直しをする時期が来ているんじゃないかなと。さらに、この10月から、御承知のように、物価の高騰によって、さらに家計の負担度あるいは購買意欲が下がり、節約しなければならないような状況でありますので、ぜひ、そのことをよく決算で踏まえまして、次年度でまた見直しできるような状況であれば、もう少しよく検討していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

それから、もう一点ですが、中学校の海外派遣事業交付金、主要施策の成果199ページを御覧ください。決算では512万2,000円と、生徒13人で、中学生が海外の学校でホームステイを体験し、文化に触れ、国際感覚を育む目的の事業であり、大切な教育の一環であるというふうに思っております。そこで、1人当たりの研修費用あるいは助成は幾らなのかということで、それから、また個人負担は幾らか、ちょっとお聞きをしておきます。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和6年度、1人当たりの研修費用ということで申し上げますと、61万990円となっております。このうち、市からの助成は生徒1人当たり30万円としております。残りの31万990円が個人負担という形になっております。

以上でございます。

○中本委員

そうですね、61万9,000円、その半分の費用を個人で約30万円ということは、非常に大きな負担がかかっているというふうに思っております。

もう一点、ちょっとお聞きをいたしますが、同行教員2人についての旅費はどうなっていますか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

同行教員につきましては、全額を助成しておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

教員の同行に対しては全額ということでありますので、理解をしなければいけないんでしょうね。

また、個人では、パスポートの取得についても、これは個人負担だろうと。さらには

小遣いが要りますね。パスポートは個人負担ですかね。ちょっともう一回。

○加川教育部次長兼教育総務課長

パスポートにつきましては、先ほど申しました61万990円の中には含まれておりませんので、これとは別に、先ほど言われた小遣いとかと併せて、別に個人負担をしていただく部分でございます。

○中本委員

すばらしい制度であります。当然、小遣いあるいはパスポート取得費用については、個人が負担しなければならない。パスポート申請については、そんなにお金がかかるわけではありませんが、小遣いについては個人が使うわけでありますので、円高を含めて、そういう状況のときには非常に小遣いもよく要ったり、あるいは円高によって小遣いが十分というような取り方もありますけれども、いずれにしてもこの制度については、私は大切な教育の一環であるというふうに思っております。

今までカナダで長期間でありましたが、令和6、7年度から、オーストラリアになって期間も短縮しております。さらに費用も加算し、先ほど申し上げましたように、家庭の負担を軽くするために助成金増額するというようなことも考えていかなければいけないというふうに思っております。

この制度は、以前は国の支援が結構多くありましたが、全く今、国の補助金が僅かでありまして、非常に国もその制度についても理解をしていただくように、国にも要請をしていかなければならないというふうに思っています。

人気のある制度だというふうに理解をしております。先ほど申し上げましたように、物価高の影響で負担が増える、これは当然でありますので、この制度の継続について、財政状況の中で大変対応は厳しいというような見方もあるようであります。中学校生徒全体に公平にという声もあるようでありますので、この制度を継続するために、今後の大きな課題であり、どのように工夫したらいいか、継続できるか、この今回の決算を踏まえて、次年度について検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○早稲田委員

それでは、決算書193ページ、小学校管理事務費の中の、中ほどの医薬材料費の内容についてお尋ねしたいと思います。中学校の管理費にはないのですが、こちらについて内容を説明お願いいたします。

○岩政学校教育課長

小学校管理事務費の医薬材料費についての内容でございます。

これにつきましては、小学校、うがいをやっております。うがいで使用する際のミラノール顆粒、これを購入するためのものが112万円。それから、健診で使います耳鏡といまして、耳の穴を健診するものがございまして、これを購入するのが、50本ほど

購入いたしまして2万円強。それから、鼻鏡、鼻の健診をするために使うもの、器具でございますが、これを60本購入して8万円ほどというふうな内訳になっております。
以上でございます。

○早稲田委員

これは小学校だけということですのでよろしいですかね、分かりました。

続きまして、この同じページの少し下のところに、学校開放協力員とありました。これは小中学校両方ともあるんですけど、それについて説明をお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

学校開放協力員でございますけども、平日の夜間や休日に社会体育等の利用団体に学校の体育施設を開放しておりますけども、その際の鍵の管理、主には施設の鍵の受け取りなど、こういったことを行っていただく方で、施設の近隣の方あるいは店舗をお願いをしているものでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。委託とかではなくて、近所の方とか、お店の方とかに協力をお願いしている費用ということで理解しました。

それから、またこの同じページなんですけれども、下から4行目ぐらいに、これは小中学校両方あるんですけど、心臓病検診委託料とあるんですけど、実際にこの内容と、あと実際そういう対象の生徒がこの検診によって見つかったりとかするものかどうかということについてお尋ねいたします。

○岩政学校教育課長

心臓病検診委託料でございますが、これは小学校の新1年生及び内科健診等で異常を認められた者に対する児童心電図検査を、公益財団法人山口県予防保健協会に解析も含め委託し、実施したものでございます。この心電図検査については、学校における定期健診の一つというふうになっております。心臓の疾患及び異常の有無に関する検査でございますが、対象者は中学校1年生の新入生も含まれておりますが、これに加えて内科健診で異常が認められた児童生徒というふうになっております。

主要施策の成果に心電図検査を行った結果、要検査となった児童生徒の数値については記載がありますので、御覧ください。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。内科健診で異常が認められた生徒についてということで理解しました。件数についても、主要施策の成果の193ページに書いてありますので、そちらで確認いたしました。

では、続きまして決算書195ページ、小学校も中学校も両方あるんですけど、ストレスチェックというのをやっている委託料があるんですけども、これは対象者や内容、そういったことについて説明をお願いいたします。

○岩政学校教育課長

ストレスチェックの委託料についてでございます。

ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法に基づいて全職員を対象に実施しておりまして、令和6年度のストレスチェックは全職員の約9割が受検しております。受検した結果、高ストレス者とされていますのが7.7%というふうな結果となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

職員全部を対象ということなんですけれども、7.7%をどのように見るかということなんですけれども、職員ということは先生方というふうに理解してよろしいのでしょうか。分かりました。先生方も、今、様々な問題を抱えておられると思いますので、こういう高ストレスの方々については、その後、何かフォローといいますか、そういったものはあるのでしょうか。お尋ねします。

○岩政学校教育課長

高ストレスと認められた者には、産業医さんの面接指導を受けるように勧奨するというふうな決まりがございますが、希望者が令和6年度はございませんでした。この面接指導につきましては本人の申出となっておりますので、そういったことが希望しやすいような環境づくりや管理職によるフォロー体制といったものも整えていく必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。では、フォローのほうもまた引き続きお願いしたいと思います。

では、もう1つだけ質問いたします。

決算書197ページの中学校管理事務費のところです。

真ん中あたりの草刈等委託料とかはすごく増えていて、浅江中学校の移転に係る件かなというふうに推測はできるんですけども、また、今までに昨年度にないもの等で気になるのが、その下の進路適性検査委託料、それから側溝清掃委託料についてもお示しください。

○吉永ひかり学園推進課長

それでは、私のほうからは草刈等委託料について御説明をさせていただきます。

例年ですと大体9万円程度、島田中学校ののり面の草刈りというのを支出しております。

して、その差額部分が増額ということになります。先ほど委員おっしゃったように、増額部分につきましては旧浅江中学校の草刈りを年2回行っておりまして、合わせて83万6,000円ほど支出をしているものでございます。

以上でございます。

すみません。先ほど旧浅江中と申しましたけれども、旧光丘高等学校の敷地でございます。失礼いたしました。

○岩政学校教育課長

進路適性検査委託料についてでございます。

この進路適性検査委託料につきましては、令和6年度以前から実は実施しているものでございまして、生徒一人一人の認知傾向や特性等を把握し、個に応じたきめ細かな学習指導や進路指導等に役立てる検査でございます。

令和5年度決算審査におきましても実は説明しているとおりでございますが、令和5年度時に進路適性検査委託料として予算執行の手続をすべきところ、それまでの名称でございました知能検査等委託料として手続をしまったために、令和5年度決算では知能検査委託料となって、令和6年度から進路適性検査委託料というふうに変わっておることをお伝えします。

以上でございます。

○早稲田委員

最初の草刈りについては、例年かかっているもの以上にかなり増額になっていて、今後もずっとかかっていくのかとちょっと懸念しているところです。

知能検査の委託料と進路適性検査の名称変更については理解いたしました。

以上です。

あと、もう1個、側溝清掃について。

○加川教育部次長兼教育総務課長

側溝清掃委託料につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、長年にわたり隣地であります民地ののり面からの土砂、それから落ち葉などの堆積によって閉塞しておりました光井中学校南東側、テニスコート付近でございますが、こちらの側溝の清掃を行ったものでございます。

具体的に申しますと、側溝が幅で約30cm、深さは50から60cmでございます。清掃範囲としては距離にして約87m。側溝がかなりもういっぱいまで堆積をしておったというような状況がございましたので、学校のほうでもなかなか人力では難しいということがございましたので、委託によって大型バキューム車、それから高压洗浄車等によって清掃したものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

長さや深さとかを考えると、やっぱり普通の職員等では難しいかなと、業者に頼んでなるほどということを理解できました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

すみません。よろしくお願ひいたします。

主要施策の成果の198ページの下段なんですけれど、イの（ア）ですね。島田中学校本館屋内消火栓ポンプの取替え工事ということで、老朽化したポンプを取り替えたということでございますけれど、これを詳細にわたって説明をお願いします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

島田中学校本館屋内消火栓ポンプ取替工事についてでございますけれども、こちらは令和5年度のものを繰り越して実施をしております。

具体的には、令和5年の夏に消防設備保安点検を行っております。その際に屋内消火栓設備につきましては、消火栓ポンプの老朽化によって漏水をしているということが判明いたしました。このままでは使用できないという状況でありました。修繕が可能かどうかというあたりも調査をしたんですけれども、漏水部分の周辺がかなりのさびで修繕が不可能ということがありましたことから、このまま放置すると火災発生時に消火活動が困難ということになりましたので、令和5年12月の補正において工事の予算を計上させていただきますまして、繰り越して復旧対応を令和6年度に実施をしたものでございます。以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。防災を考慮に入れた十分な整備が重要であると思ひまして、このたびはしっかりと取り組んでいただきましたけれども、そこで、光市全体の小中学校の点検等は、こういう事案について点検されているのかお尋ねいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

消防設備の点検につきましては、消防法に基づいて義務づけられております。毎年、夏総合点検と冬機器点検の年2回行っております。当然、令和6年度も実施しております。決算書で申しますと、小学校費は193ページの小学校管理事務費のページの下から6行目になります。消防用設備保守点検委託料60万1,700円。それから、中学校費で申しますと197ページの中ほどになります。名称は同じです。消防用設備保守点検委託料40万4,800円でございます。

毎年、このように実施をしております、不備が見つかった場合、速やかに修繕、軽微な修繕が困難な場合は補正予算等で対応させていただいているところです。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。これは本当に防災にも考慮されて、しっかりと取り組んでいただきたいと思いました。安心できました。ありがとうございます。

続きまして、決算書197ページの下段近くにあります自動体外式除細動器、A E Dの借上料が上がっております。これの御説明をお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

決算書197ページの下の方にあります自動体外式除細動器、A E Dの借上料の件だと思いますけれども、これは小学校費も併せてですけれども、小中学校にA E Dを設置しておりまして、それをリースによりやっておりますことから、それに対する借上料でございます。

令和6年度は16校全てに設置をしております。三輪小、東荷小、塩田小につきましては11月末をもって従前の契約が満了しまして、残りの4か月につきましては再リースにより設置をしております。残りの学校につきましては、新たに入札を行って業者を決定して、その後、5年間の長期継続契約で実施しております。

以上でございます。

○林委員

理解いたしました。

そこで、A E Dの屋外移設ということが以前にお話があつて、どなたでも使えるようにということで屋外に移設をしていこうということでありましたが、現在、光市全体でどのぐらい進んでいますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

光市全体については承知はしていないんですけれども、この小学校費、中学校費ということで申しますと、小学校8校、それから中学校5校については全て屋外設置を行っております。それから閉校となりました、三輪小、東荷小、塩田小の3小につきましては屋外設置を行っておりませんことから、現行はコミセンのほうで借り上げておるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○林委員

理解できました。ありがとうございました。

次に、決算書199ページでございますけれども、真ん中あたりなんですけれども、中学校教育振興事務費の中段に夜光ベスト購入費補助金と金額が上がっておりますけど、これはどのように使用されるのでしょうか。お伺いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

決算書199ページの夜光ベスト購入費補助金のことであろうかと思えますけれども、こちらにつきましては、自転車通学をする中学生等の生徒に対しまして、クラブ活動等で通学時間が早朝あるいは夕方遅くなる場合に、生徒を視認できるよう夜光ベストを購入しておる者に対して助成を行って、生徒の交通事故等の防止を図るといような目的で実施をしているものでございます。

以上でございます。

○林委員

すみません、細かいことですが、今のところ何着の支援をされていますでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和6年度につきましては、81名に対して支給をしております。
以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。了解しました。

○藤川委員

決算書193ページ、主要施策の成果についても同じく193ページなんですが、小学校費の通信運搬費のところ、小学生に1人1台のタブレットを支給されていると思うんですけども、学校によってちょっと決まりが違うかもしれないのですが、自宅へ持って帰っている生徒というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。分かる範囲で持ち帰り率というのを教えていただければと思います。

○岩政学校教育課長

小中学生のタブレットの持ち帰り率ということでございますが、全ての小中学校は、昨年度は市内16校ございましたが、タブレットの持ち帰りについては実施しております、持ち帰り率的に言いますと100%ということになっております。
以上でございます。

○藤川委員

私の聞き方がちょっと分かりづらかったかもしれないですが、小学生についてなんですけれども、中学生はやはり学校から帰って自宅で学習するということで持ち帰り率は高いと思うんですけども、少なくとも私の周りの小学生はほとんど持って帰っていないんですが、小学生だけでいうとどのぐらいでしょうか。

○岩政学校教育課長

小学生の持ち帰りについてですが、これはもう学校の実情や学年の発達段階等に応じ

て異なっているため正確な数値というのは捉えておりませんが、昨年度に关しましては、全ての学年の児童が持ち帰っているというふうな結果になっております。

以上でございます。

○藤川委員

全ての学年が持ち帰っているということで、ちょっと私の認識とかなりずれていたの
でちょっと戸惑ってしまいましたが、契約されるときにLTE方式とWi-Fi設置と
の比較をされたと思うんですけども、その契約の費用の違いだとか、そういうのが分
かる範囲でお願いいたします。あと、契約期間を併せてお願いいたします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

現在、使用しているタブレットですけれども、まず契約期間から申しますと、令和3
年1月1日から令和7年12月31日までの5か年の契約となっております。

その際の費用の比較ということでお尋ねをいただきましたけれども、10年間での試算
を行いました。途中で1回更新をするという前提で行いました。将来的な児童生徒数の
減少を踏まえて想定もしましたところ、Wi-Fi方式とLTE方式でほとんど差が生
じないということを見込んだところでございます。

以上でございます。

○藤川委員

Wi-Fi設置のときは、恐らく小学校の三輪、塩田、東荷もその当時入っているの
見積りだったんでしょうか。Wi-Fi設置の金額として。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和3年度からということでございますので、当然その辺りも含んでということでご
ざいます。

○藤川委員

分かりました。

先ほど、先行議員のほうから午前中に過失による故障ということもあるということと、
小学生で自宅に持ち帰って学習されている子とかというのは実際にどのぐらいいるか把
握されていますでしょうか。

○岩政学校教育課長

小学生が持ち帰って学習することは、学校や学年の発達段階等に応じて異なるところ
でございますけれども、一応、全ての学校がそれを実施しているというふうなことは、
こちらのほうで報告を受けています。

以上でございます。

○藤川委員

ありがとうございます。

あと、先ほどの故障のところでは予備の機器が使われたということなのですが、実際に故障したものについては補償の中に契約で入っているのか。予備が使われたのは分かるんですけども、実際に故障したものを修理した費用はどのようになっていたんでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

令和3年1月の段階の児童生徒から毎年100人程度の児童の減少がございますので、それだけ予備機が増えているというような状況でございます。したがって、壊れたものについては予備機から対応しますが、預かって壊れたものについては、そのまま保管をしているというような状況でございます。

以上です。

○藤川委員

では、壊れたまま、今、保管をされているということですか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

そのとおりでございます。

○藤川委員

ありがとうございました。

以上です。

説 明：久山文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

決算書203ページ、社会教育推進事業の一番下のところの光市小・中学校PTA連合会補助金が昨年度より少なくなっている理由についてお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市小・中学校PTA連合会は、各小・中学校のPTAの連携を図るとともに、PTA活動の趣旨に基づき市内小・中学校教育の振興を図ることを目的とした組織で、指導者研修会への参加やPTA活動の推進をするための活動に対して支援するなどの取組を行っておられます。

当初は、活動計画に基づく申請により10万円の補助金を支出しておりましたが、事業報告及び決算報告により、補助対象事業費から自主財源を差し引いた補助対象額が10万円に満たなかったため余剰分を返還していただいたことから、令和5年度と比較して減

少をしているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

活動内容によって金額が違うということで理解しました。

続きまして、今度は決算書205ページの放課後児童クラブ管理運営事業の中の広告料というのは、どういったところに使った広告料でしょうか。昨年度はないようなのでお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

広告料5万7,200円ですが、サンホーム支援員募集の広告を「求人情報もってけ！」に1か月間掲載をしたものでございます。サンホームの支援員については、必要に応じてハローワーク等を通じて募集を行っておりますが、なかなか応募につながらないのが現状です。こうしたことから、「もってけ！」といった求人情報を発信する媒体を活用することで、多くの人々の目に留まることを目的として掲載したもので、フリーマガジンやウェブ版にも掲載されるほか、Indeedや求人ボックスといった求人サイトにも自動連携掲載されることから、広く発信できたものと考えております。

結果としましては、1人の支援員の確保につながりまして、人材確保が困難な中で一定の成果はあったものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

ハローワークのみだとなかなか求人の応募がないということで、「もってけ！」でウェブとかにもつながっていくので、成果としては1人でもたくさんの方が見る機会は増えたのではないかと思います。サンホームの支援員は必要なことですので、また引き続き応募等をお願いできたらと思います。

では、同じところの放課後児童クラブのところですけども、賠償責任保険料のところの内容についてお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

賠償責任保険料53万1,200円は、サンホームに入所する子供たちの保育中やサンホームとの往復中に係る事故について補償する公益財団法人スポーツ安全協会の保険で、664人分の保険料でございます。

1人当たりの保険料は年間800円で、死亡の場合が3,000万円、入院した場合、日額4,000円、通院の場合、日額1,500円といった補償内容となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

664人分ということで、保険料の中身は分かりました。人数も確認できました。

同じところなんですけど、さっきちょっと説明はあったんですけど、放課後児童クラブの児童移送委託料と保育支援業務委託料との中身の違いというか、そういったところについて説明をお願いいたします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

放課後児童クラブ児童移送委託料53万7,680円は、塩田小学校と東荷小学校に通う児童のうち、サンホーム入所希望者を三輪サンホームに送り届けるための移送費で、大和タクシーと岩田タクシーに委託をしたものでございます。

また、放課後児童クラブ保育支援業務委託料162万1,176円ですが、春休み、夏休み、冬休みといった長期休業期間中は午前8時から午後6時までの保育となることから、支援員の休憩時間を確保するため、正午前後の2時間から3時間、支援員の補助として保育支援をシルバー人材センターに委託をしたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。委託先が違うというところですね。移送のほうはタクシー会社のほうにお願いしているということと、下の業務委託料のところは、先ほども聞きましたけど、長期の休暇のときの正午前後ということで分かりました。

もう1点だけ質問します。

施設用備品購入費171万4,000円上がっていますけど、これについての内訳をお願いいたします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

施設用備品購入費171万4,548円ですが、サンホームでの保育や環境整備に必要な備品を購入したもので、内訳としましては、周防、島田、上島田サンホームで利用するエアコン4台分として130万9,000円。テレビや電話など壊れた機器の更新に19万1,180円。テーブルや椅子など老朽化に伴う備品の更新に21万4,368円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

エアコン4台が大きかったということですが、今はちょっと夏も暑いので熱中症とかになってはいけませんので、こちらのほうもしっかり整備していただければと思います。私は以上です。

○仲小路委員

それでは、決算書205ページなんですけど、青少年健全育成事業の中に予算としては子ども会育成連絡協議会の補助金10万円があったんですけど、これがなくなっていますが、状況は分かりますでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

子ども会育成連絡協議会は、子ども会育成団体相互の連絡調整を図り、子ども会活動の向上によって青少年の健全育成に寄与することを目的として組織をされております。

少子化により地域ごとに会を維持することや共働き家庭の増加により保護者が運営に関わることが困難な傾向にあります。本市においても子ども会活動は縮小してきており、各地区における活動としては浅江地区しか実態がないのが現状でございます。

協議会として行事などを実施する予定もなく、会費も集めていない状況であり、会からの補助金申請がなかったことから支出をしなかったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。浅江地区しかないということで、連絡協議会の申請がなかったということでした。

以上です。

○林委員

すみません。1点、お願いします。

決算書207ページの文化財保護事業の中段でございますけれど……。

○河村委員長

林委員、まだ今から。また後でいいですか。

○林委員

はい。すみません。

○藤川委員

決算書205ページの青少年健全育成市民会議補助金のところなんですけど、一般財源から130万円出ているということで、先ほど少し活動の内容を説明していただいたんですが、その中でどのぐらい費用がかかっているかというところを併せてもう一度説明していただけますでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

内訳につきましては、主なものを申し上げますと、青い羽根のキャンペーンに22万7,832円、光市青少年健全育成推進大会に36万9,713円、あいさつ運動啓発事業に33万円、子ども見守り事業に16万5,000円。こういったものになります。

以上でございます。

○藤川委員

今ので130万円の合計と合いますかね。早くてちょっと書き取れなかったんですけど。

大体約130万円か。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

この市民会議の収入としましては、個人会費と団体会費、あと市の補助金、あと助成金ですとか繰越金ですとか、そういったものがありまして、そのうち個人会費にしましては地区会議のほうに支出をしております。

130万円につきましては、その他の助成金ですとか、そういったものも含めてですので、そのトータルが130万円にきっちりなるものではありません。

以上です。

○藤川委員

ありがとうございます。

2番目に説明された、ごめんなさい、聞き取れなかった何とか大会という36万円の内容は、どのようなことをされているのでしょうか。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市青少年健全育成推進大会では、年度を通じまして作文の募集を子供たちからしております。その作文に対する入賞者ですとか、そういったものの表彰、あとはアトラクションをやったりですとか、そういった健全育成市民会議に加入されている方が集まって、そういった場を設けたことになっております。

以上です。

○藤川委員

ありがとうございました。

以上です。

説 明：久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、大濱図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、決算書207ページですけれども、文化センター整備事業、施設整備工事ですが、決算が4,082万8,000円で、これの予算としては6,418万2,000円となっております。2,330万円の減ですけれども、これについては先ほどエレベーターと受電設備ということでありましたけれども、繰越明許の内容については空調というふうにありますけれども、エレベーターと受電は完全に終わったのか、また残したものがあるのか、あるいはまたそのほかのことがありましたらお示しください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センター整備工事のことについてお尋ねいただきました。

エレベーターと受変電設備につきましては工事は終わっております。エレベーターは完成後に後払い金としまして2,681万2,500円を支払っております。

以上でございます。

○仲小路委員

では、全て完了ということですのでよろしいですかね。分かりました。

○早稲田委員

それでは質問いたします。

決算書207ページです。文化財保護事業のところなんですけど、光ユネスコ協会の補助金、光文化協会補助金について、内容をお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

光ユネスコ協会は、ユネスコ憲章の精神に則り世界の平和に貢献し、併せて地域社会の向上と会員相互の親睦に寄与することを目的に被災地への支援や県大会への参加などを通じた研修活動、平和記念行事の開催やボランティア活動など様々な活動を行っております。14万6,000円は、そうした活動を支援するための補助金でございます。

以上でございます。

○委員長

もう1個。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化協会について、すいません。

光文化協会は、文化団体や文化愛好者の緊密な連携、育成に努め、もって市民文化の向上、発展を図ることを目的とされておられます。邦楽連盟や合唱連盟といった連盟会員とピアノや歌謡といった個人会員で組織をされている団体でございます。

市民の文化活動を様々な形で支援することや芸能祭や文化祭、美術展といった成果を発表する場を創出するなどの活動を行っており、6万9,243円はそうした活動を支援するための補助金でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

それらの補助金についての中身の確認等については、各協会のほうから申請があるのでしょうか。それとも、こちらのほうで幾つかの中から選んで補助金額を決めるのでしょうか。お尋ねします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

それぞれの団体には、毎年、年度初めに活動計画ですとか予算というものを出示していただいて、それを出していただいた上で、市のほうで補助金として決められた金額をお出ししているものでございます。

以上です。

○早稲田委員

あらかじめ予算として、それぞれの協会から出ているということで確認をして補助金を出しているということですね。分かりました。

では、同じページの文化センター管理運営事業なんですが、先ほど修繕料の内容は消火設備というふうにおっしゃられたんですけど、もう少し具体的にお伺いしてよろしいでしょうか。お願いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センター管理運営事業の修繕料120万3,400円ですけれども、主なものとしては消火ポンプの配管修繕でございます。

消火設備点検において指摘された不具合に対応する中で、消火水槽に水を送る地下に埋設した配管が破損して水漏れが発生していることが判明したことから、新たな配管を設置したもので、金額としては93万5,000円でございます。そのほか、消火水槽のフート弁の交換やボールタップの交換といった修繕を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

これらについても、やはり原因としては老朽化ということなんでしょうか。お尋ねします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

老朽化によるものでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。

それでは、今度は決算書209ページの伊藤公資料館管理運営事業についてお尋ねします。

入館記念デジタルスタンプ制作委託料を先ほどちょっと言われたんですけども、これについては成果といいますか、利用者の数とか、そういうのが分かっていたら教えてください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

入館記念デジタルスタンプですが、入館者の満足度の向上とSNS等への情報発信を促すことで伊藤公資料館の周知を図るとともに、複数のスタンプを用意することでスタンプを入館の1つの目的として加え、リピーターの増加を目指すもので、QRコードを読み込むことでスタンプを取得し、スマートフォンやタブレット型端末に保存できるものでございます。

これまで紙の台紙に押印する1種類のものしかなく、来館日も含めたスタンプにしてほしい、代わり映えしないとといった御意見も伺ってございましたことから、新市誕生20周年の節目にデジタル化をしたものです。

スタンプは33種類を用意しておりまして、月初めに資料館の職員が2種類のデザインを選び更新をしております。令和6年度末時点で834回読み取っていただいております。

成果としましては、入館者に御紹介すると来館の記念として手軽に入手していただける利便性もあり、大変喜んでいただいていることから、満足度の向上につながっているほか、デジタル化したことで適宜スタンプの入替えや追加ができ、資料館の情報発信にもつながっているものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

デジタル化というのが進んでいくというのと来た方への満足度も上がってくるということで、新しいスタンプとして私は個人的にはよかったのではないかなと思っています。

では、ここでまた同じ伊藤公のところですけども、ケーブルの配線設置工事というのはどういったケーブルになるのかお示してください。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

ケーブル配線設置工事8万3,600円ですが、伊藤公資料館においてWi-Fi環境を整備するに当たり、インターネット回線を引くための経費でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

Wi-Fiがまだでしたから設置するためのケーブルということで理解しました。

では、ここでの最後のところなんですけれども、同じところの、さっき展示用備品の購入費はお伺いしたんですが、施設用備品購入費395万7,000円についての説明をお願いします。

○久山文化・社会教育課長兼人権教育課長

施設用備品購入費395万7,130円ですが、伊藤公資料館の運営に必要な備品を購入したもので、そのうち貴重な資料をデジタル化し後世へ継承していくことが可能となるオーバーヘッドスキャナーの購入にかかったものが大きなものです。244万3,430円でございます。これは、永岡鋼業株式会社様から青少年健全育成のために役立ててほしいとの意向で頂きました御寄附を活用し購入をしたものです。

また、伊藤公資料館エントランスホールのエアコンが経年劣化により不具合が生じていたため更新し、金額は148万3,900円。さらに資料館周辺の環境整備のために草刈機を購入し、金額は2万9,800円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

内訳についてお伺いしました。御寄附が活かされたということはとてもよかったことだと思うし、施設の物というのもやっぱりどんどん古くなっていきますので、それが記録できるオーバーヘッドの機械というのを活用して残すようにしていただけたら思っております。

私は以上です。

説 明：三好スポーツ推進課長、高橋学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

決算書の215ページですけれども、スポーツ施設管理運営事業の修繕費821万7,000円の中で、修繕費のうち光市総合体育館高圧ケーブル修繕についてありますけれども、これの完了した日、また交換のケーブルが100mを超えるものがないということで遅くなりますけれども、実際に交換したケーブルの長さをお示してください。

○三好スポーツ推進課長

交換ケーブルの完了日でございますが、令和6年9月5日に完了しております。それと、ケーブルの長さでございますが、120mということになっております。以上でございます。

○仲小路委員

了解しました。
以上です。

○早稲田委員

決算書の213ページの職員給与費のところの時間外勤務手当が増加しているようなんですけれども、それについて何かお示してください。お願いします。

○三好スポーツ推進課長

職員給与費等の増加部分でございますが、これは新市誕生20周年記念イベント、光市卓球フェスティバルの開催に伴い、他部署の職員に業務応援を依頼したことにより時間外手当が発生したことによるものが主なものというふうになっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。特別な行事ですので、お手伝いを頼んだということで増加したことが理解できました。

では、決算書217ページのスポーツ施設管理運営事業の中で、先ほど施設用備品購入費について説明がありましたけど、その上の補修用資材とはどういったものでしょうか。お尋ねします。

○三好スポーツ推進課長

施設補修用資材でございますが、これは雨水等でグラウンドの土が流出したり、くぼんだりということが発生いたします。その際に土を入れることとしまして、その真砂土4トンで周防のサブグラウンドに入れているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

私は以上です。

○藤川委員

決算書の歳入のほうで27ページ、学校体育施設開放使用料というところなんですけれども、113万円。今の使用目的というのは大体スポーツとかで使われていると思うんですけれども、今後、例えばイベントだとか、演劇だとか、ライブとか、そういった目的で使用することは可能なんですか。それとも何か条件があるんでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

学校体育施設開放事業につきましては、あくまでも社会体育の活動目的ということでお貸しをさせていただいておりますので、例えば、ほかの事業で使いたいということはちょっと御遠慮させていただくような形となります。

以上でございます。

○藤川委員

先ほど小学校のタブレットのことについてお伺いしたんですけれども、故障した機器はLTE方式ですので、そのまま通信費としては1台分として費用がかかっているんでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

費用につきましては当初に契約して、台数と金額で契約しておりますので、故障しておっても通信の金額は同一でございます。

以上でございます。

○藤川委員

今、実際に生徒の数が令和6年度で1,907人ということで、主要施策の成果の192ページに1,907人と出ていて、その次の193ページにタブレットの端末台数が2,116台ということで209台の差があるんですけれども、その部分についても契約をされたということで、かかっているという認識で間違いないでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

小学校は191ページ、1,907名、それに対してタブレットは2,116台。中学校は192ページで1,027人、それに対してタブレットは1,155台ということで、委員の言われるとおりでございます。

契約当初は人数がもう少しおりましたので、それに若干の予備を踏まえた上で契約をしております。現状では少し乖離をしておるという状況でございます。

以上です。

○藤川委員

1台当たりどのぐらいの費用がかかるのでしょうか。

○加川教育部次長兼教育総務課長

主要施策の成果の193ページのタブレットの小・中の計というところがございます。この中の通信運搬費が4,962万5,000円、それに対して契約台数が3,271台でございますので、これを割りますと、1台当たり1万5,000円程度でございます。

以上でございます。

○藤川委員

契約期限が令和7年12月31日までという今回の契約を聞いているんですけれども、そういったところで、例えば、故障したまま契約で1台につき1万5,000円かかっているとか、何かちょっと無駄があるように感じるんですが、あと、もし今度、Wi-Fiと比較される場合に、小学校が3つ減ったというところでも比較対象を変えていただいて、最適な方法で次の更新に臨んでいただけたらとお願いします。

以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果の186ページの教育総務費のところの真ん中の表のところの会議なんですけど、令和4年、5年と比べて回数はあまり変わっていないんですが、報告件数がすごく増えていまして、これについては何か理由はありますでしょうか。お尋ねします。

○加川教育部次長兼教育総務課長

教育委員会は合議制の執行機関でありますので、意思決定については教育委員会会議

に諮って行うということになります。

基本的には議案として議決をいただくわけでございますけれども、例えば施行日が決まっている要綱とかの制定、改廃、あるいは委嘱や任命の日が決まっている者の委嘱、任命行為といったものは、緊急やむを得ない事情ということで教育長が臨時代決を行って、次の会議で報告することができるということでされております。

報告が増加した理由でございますが、規則とか要綱とかの制定、改廃が、令和4年、5年は8件であったんですけれども、令和6年度は19件と増えております。また、委嘱、任命行為も令和4年、5年度はいずれも18件程度であったんですけれども、令和6年度は25件というふうに増えております。

規則や要綱が増えた要因といたしましては、国の制度改正などの外的な要因もございまして、例えば部活動の地域移行の試行運用であるとか、指導員の設置、それから公認指導者資格取得経費補助など新たな取組というものもございましたことから、こうしたことで件数が増えたのではないかとということで認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

回数よりは中身、新しい規則とか国の制度とか、そういったことによって報告の業務が増えたということで分かりました。

もう1点だけお伺いします。

主要施策の成果の194ページの教育振興費の小学校の表の一番下の教師用の教科書は、先ほどの説明で教科書の改訂等があるようなことをおっしゃられたと思うんですけど、令和4年度、5年度と随分金額が違っているので、もう一度このところの増額について教えてください。

○加川教育部次長兼教育総務課長

教師用教科書指導書等につきましては、先ほどもお答えしたんですけれども、例年、特別支援教室の増加などによって必要な場合に購入をしております。令和4年度、5年度というあたりは、そういったことで金額が上がっております。令和6年度につきましては、小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書指導書等の購入を行ったことから大幅に増えたということです。そのうち、小学校教科書改訂に伴う購入分が2,619万7,000円、例年どおりの購入をしているものが36万9,000円ということでございます。

以上です。

○早稲田委員

改訂があるとやはり金額がとても変わって、大きく増額するというので、ちなみに改訂は何年に一度とかという決まりはあるんでしょうか。

○岩政学校教育課長

小学校、中学校とも、4年ごとに改訂という形になっております。

以上でございます。

○早稲田委員
分かりました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) 報告事項

①令和7年度教育委員会事務の点検・評価報告書（対象：令和6年度事業分）

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山門財政課長兼行政経営室長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点か質問させていただきます。

主要施策の成果の24ページの財産管理事業の公用車管理につきまして、これは公用車合理化である車両メンテナンス管理業務の一括をアウトソーシングの具体的な状況ですけれども、このアウトソーシングの具体的な状況、それから捻出した費用、また電気自動車の進捗についてお示してください。

○山門財政課長兼行政経営室長

本事業につきましては、民間提案制度から採用した事業でございます。令和6年9月から総務課、福祉総務課、教育総務課の3課の公用車34台の車両メンテナンス管理業務の一括アウトソーシングを開始しております。

具体的には、車検や法定点検の期日管理や実施、オイル、夏タイヤ、バッテリーの交換、消耗部品の交換や補充、車両の不具合による修繕、自賠責保険料や重量税の支払い等となっております。これにより職員の業務量が減り、職員の業務負担軽減に寄与しているところでございます。

なお、委員お尋ねの捻出した費用、電気自動車化の進捗につきましては、現在、公用車の稼働状況を把握するために、業者保有のシステムに公用車の運行実績を入力中であり、令和7年度中にデータ分析を行った後に、公用車の台数の適正化を図り、予算の削減につなげることができれば、その捻出した費用、予算を活用し、電気自動車の導入につなげたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだ途中ということで、令和7年度中に分かるということで、またそのときに確認をしたいと思います。

それから、主要施策の成果の30ページですけれども、政策調整会議というのがありますけれども、これで審議した10件の案件、また及び、光市未来創生本部会議において審議した1件の案件について、可能な限り内容をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

こんにちは。それでは、政策調整会議の審議の10件の内訳でございますが、光市こども計画の策定に関する案件4件、光駅拠点整備基本計画の改定に関する案件2件、光市立地適正化計画の見直しに関する案件2件、第3次光市健康づくり推進計画の策定に関する案件1件、大和地域4小学校の再編に伴う小学校跡地の利活用等の検討に関する案件1件の計10件でございます。

光市未来創生本部会議の審議の1件の内訳については、第3次光市総合計画の評価に関する案件1件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ほぼ計画ということで了解いたしました。

それから、同じく主要施策の成果の30ページですけれども、下のほうに市長へのメールというのがありまして、これが14件ですが、その意見とか要望、あるいはその回答等はどのようなものがありますでしょうか。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

市長へのメール14件の属性でございますが、苦情が7件、質問が1件、要望が5件、意見が1件、これら14件全てに対して市の考え方を御回答したところでございます。

このうち市長名で回答したものが5件、担当する部局の部長名で回答したものが2件、課長名で回答したものが7件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

対応の回答者が違いますけれども、具体的に意見、要望の受理から回答までの流れをお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

市長へのメールにつきましては、受理した後、速やかに全て市長に報告を行っております。その後、メールの内容の入力内容が正しくない場合や、個人への誹謗中傷、一斉送信など、内容によっては回答を差し控える必要があるため、内容の確認と合わせて回答の可否をそれぞれ決定したところでございます。その結果、14件全てに回答しております。

回答に当たっては、原則、市長名でメールにより回答することとしておりますが、メールの内容に応じて、例えば事務的なお問合せや確認等については、市長決裁の上で担当部長名、あるいは担当課長名のほうで回答させていただいたところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。全て市長が見た上で、実際には案件に合わせて回答しているというこ

とで了解しました。

それから同じく、主要施策の成果の31ページですけれども、こちらにふるさと応援寄附金がありますけれども、これが令和6年度が1,021件となっております。これについて、光市に直接、またふるさと納税のサイト別の件数をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

ふるさと光応援寄附金1,021件の内訳ということでございますが、まず、光市に直接寄附をいただいたものが3件、31万5,000円。そして、ふるさと納税サイト、いわゆるポータルサイトとか、そういったものを通じて御寄附いただいたものが1,018件、1,984万円となっております。

御寄附いただいたサイトの内訳といたしましては、ふるさとチョイス、423件、813万9,000円。次いで、楽天、369件、718万9,000円。ふるなび、165件、337万5,000円。ANA、18件、39万7,000円。KABU&ふるさと納税、18件、27万8,000円。auPAYふるさと納税、10件、21万1,000円。JR東日本、10件、15万9,000円。セゾンのふるさと納税、5件、9万2,000円。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろんな形でのサイトが利用されているということが確認できました。

それで、具体的に金額が2,015万5,000円ですけれども、返礼品の総額と主な品目をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

ふるさと光応援寄附金にいただいた2,015万5,000円のうち、返礼品にかかった経費は、総額463万13円となっております。

また、返礼品の主な内訳ということでございますが、寄附総額の上位10件で、寄附額1,537万7,000円、全体の約76%を占めており、その10件の内訳といたしましては、アイスクリーム関連の返礼品が6品目、寄附総額1,258万4,000円、とらふぐ関連の返礼品が3品目、寄附総額241万8,000円、ステンレス製品の返礼品が1品目、寄附総額37万5,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形で返礼をされているということで、状況を確認しました。

それから、決算書81ページですけれども、電算システム管理事業の住宅地図使用料がございまして、これが金額としましては10万4,000円ですけれども、この住宅地図の使用方法につきまして、例えば文字とか図形などのデータの書き込みができる、そういうものでしょうか。

○松岡情報・DX推進課長

住居表示や住所番地、表札情報など、住宅地図として使用が可能なものは光市のみでございます。また、地図上で距離の計測や多角形の描画は可能ですが、文字の書き込みはできません。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的に書き込んで使うというふうにはなっていないということで了解しました。

それから、決算書83ページですけれども、83ページの中段あたりの地域イントラネット管理事業の地域イントラネット保守委託料149万4,000円がありますけれども、これはもともと予算が1,101万円となっておりますけれども、この繰越しとなっている状況をお示してください。

○松岡情報・DX推進課長

委員御案内のとおり、令和6年度予算1,101万円のうち、888万3,000円が繰越し事業となっております。繰越し事業の内訳ですが、三島コミュニティセンターの供用開始時期の見直しによる、三島コミュニティセンター光ケーブル移設業務が539万円、県道光日積線の道路拡幅工事の工期の見直しによる、草場池周辺光ケーブル移設業務349万3,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形での繰越しということで了解しました。

それから、同じく83ページの、今のところのイントラネット管理事業のところの地下、もともとこれにはないんですが、予算としましては地下管路等共同収容設備使用料3万6,000円がありましたけれども、これが決算にはなくなっておりますけれども、状況をお示してください。

○松岡情報・DX推進課長

県道光日積線の道路拡幅工事に関連する草場池周辺光ケーブル移設業務が令和7年度に繰越しとなり、本業務が完了していないことから、地下管路等共同収容設備使用料3万6,000円は今回未執行となったものです。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。繰越し事業の中の一環ということで了解しました。

それから、もう一点、決算書99ページですけれども、基幹統計調査事業の282万5,000円となっておりますけれども、これ実際予算が409万6,000円となっておりますけれども、各費用とも減額となっておりますけれども、その理由をお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

基幹統計調査事業の各費目、節ごとの決算額ごとに御説明いたします。

まず、各種統計調査員報酬、当初予算303万9,000円に対して、決算額228万2,436円となった主な理由でございますが、まず令和6年全国家計構造調査の調査員報酬において、当初は調査員4人分、73万6,000円を見込んでおりましたが、国の調査員報酬単価が想定を下回ったこと、調査員4名のうち1名が調査の途中で都合により辞退し、残りの業務を統計係職員が引き継いで行ったため、報酬の一部を減額支給したことにより、実績では4人分、約64万円となり、約10万円の不用となりました。

また、令和6年全国家計構造調査の指導員報酬において、指導員業務を市統計係の職員が兼務したため無報酬となり、当初想定しておりました指導員報酬約15万円が不用となりました。

次に、2025年農林業センサスの調査員報酬において、5年前の調査実績を基に、当初は報酬を1人当たり平均3万円掛ける66調査員で198万円を見込んでおりましたが、調査員が訪問した農林業世帯が、令和6年当初想定1,980世帯から、実際には1,717世帯へ減少したこと、訪問した農林業世帯に聞き取りを行い、一定規模以上の農林業を営む世帯に調査票の記入を依頼することとなりますが、この調査を依頼できる世帯の数が、令和6年度当初想定330世帯から、実際には218世帯へ減少したこと、この理由により、調査員報酬の実績では、1人平均、約2万6,000円掛ける57調査員の約154万円となり、44万円の不用額となりました。

また、2025年農林業センサスの指導員報酬についても、当初6名、16万8,000円を見込んでおりましたが、調査員が少なくなったことに伴いまして、実績では4名分、約11万円の支出となり、ここにおいても6万円の不用額が生じました。

以上により、当初予算に対して不用額が生じたものでございます。

次に、時間外手当、当初予算40万4,000円に対して、決算額30万1,954円となった主な理由でございますが、令和6年度は、令和7年国勢調査に向けた準備作業として、令和7年国勢調査調査区設定業務を行ったところでございますが、従前は紙の地図や紙の関係資料を使用して調査区を設定しておりましたが、このたびは国が用意した調査区管理システム、これは自治体職員が無料でログインできる統計調査用のウェブサイト上のシステムでございますが、これを使用して調査区設定業務を行うこととなりました。このため作業効率が上がり、当初の想定よりも時間外が少なく済んだことによるものでございます。

次に、記入者報奨金、当初予算21万6,000円に対して、決算額13万7,500円となった主な理由でございますが、令和6年度に実施した、令和6年全国家計構造調査は、記入者にとって多くの手間がかかるため、記入者への謝礼を支払うこととしております。

当初は、簡易調査の世帯には図書カード1,000円掛ける24世帯、基本調査の世帯には報奨金8,000円掛ける24世帯、合計21万6,000円を見込んでおりましたが、実績では、国の単価設定が当初の想定よりも低くなったこと、また、回答拒否世帯があったことから、簡易世帯は図書カード500円掛ける23世帯、基本調査は報奨金6,000円掛ける21世帯、合

計13万7,500円の支出となったことによるものでございます。

次に、消耗品、当初予算15万7,000円に対して、決算額4万4,487円となった主な理由につきましては、消耗品のうち、令和7年国勢調査調査区設定において8万円を見積もっておりましたが、このたびは、先ほど御説明いたしました国が用意した調査区管理システムを使用したため、紙の地図や紙の関係資料の使用頻度が少なかったため、約2万5,000円の支出にとどめたこと、また、その他の調査においても、既存の消耗品等、文房具等の有効活用を図ったため、当初の見積りを下回る支出額となりました。

次に、食料費、当初予算1万4,000円に対して、決算額7,560円となった主な理由は、令和6年全国家計構造調査、2025年農林業センサスの説明会用のお茶代を想定しておりましたが、調査員が当初の想定人数を下回ったこと、また、お茶の単価の減少により、不用額が生じたものでございます。

次に、通信運搬費、当初予算17万7,000円に対して、決算額3万1,572円となった主な理由は、2025年農林業センサスの調査票の市の提出方法について、国の方針により郵送で市に提出する方法が採用されず、ネットで回答または調査員が紙の調査票を直接回収するいずれかとされたことから、当初想定しておりました回収に係る郵送代が不要となり、結果、当初想定の11万円に対し、1万3,000円の支出にとどまったことにより、不用額が生じました。

最後に、複写機等使用料、当初予算8万9,000円に対し、決算額2万円となった主な理由につきましては、令和7年国勢調査調査区設定において7万円分を見積もっておりましたが、このたびは、先ほど御説明いたしました国が用意した調査区管理システムを使用したため、紙の地図や紙の関係資料の大量印刷が不要となり、ペーパーレス化が進んだことから、1万1,000円の支出にとどまったこと、これが主な理由でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

大変に細かい説明、回答ありがとうございました。いろんな形で執務が変わったということでした。

最初のところの調査員につきましては、市の職員の方がやられたということで、その辺がちょっと大変だったかなと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それから1点、先ほどの説明でちょっと1点不明があったんですが、決算審査参考資料の6ページの不用額の件ですけれども、一般管理費の項目の使用料及び賃借料の項目のときに、説明で複写機等使用料が16万8,000円の減とありましたけれども、その右下のほうに同じ項目で複写機等使用料が5万5,000円とありますが、同じ項目で2か所にあるというのはどういう状況でしょうか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○山門財政課長兼行政経営室長

不用額の一般管理費の複写機等使用料のところでございますが、一番上の複写機等使用料16万8,000円につきましては、秘書業務費の不用額でございます。

その2段下の複写機等使用料5万5,000円、こちらにつきましては、決算書で言いますと71ページの浄書センター管理事業の不用額でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、両方に分かれていたというふうに了解しました。

以上です。

○中村委員

不用額について、1点ほどお聞きします。

決算審査参考資料の6ページにあります情報推進費の不用額で、先ほど委託料や使用料について実績により不用額としたという御説明がありますが、改めて導入の遅れや、これは計画の見直しによるものなのか、さらには市民サービスの遅延につながっていないでしょうか、お聞きいたします。

○松岡情報・DX推進課長

委託料の不用額につきましては、入札や業務仕様の見直し等により、支出の減額が生じたことが主な理由ですが、不測のシステム障害の発生など、緊急時に備えて減額補正を行わなかったものでございます。

また、使用料及び賃借料の不用額については、契約期間の変更で支出の減額が生じたことが主な理由ですが、システム機器の故障など、緊急時に備えて減額補正を行わなかったものでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。期間の変更が主な原因ということで御説明を頂きました。

今後もDX推進に伴う経費の適正な運用と市民サービス向上につながる取組を引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○中本委員

それでは、非常にIT関係についていけないような状況の中で、情報推進費について、主要施策39ページをお開きください。38、39、40ページに至って情報推進関係が載っておりますので、御参考に見ていただけたらというふうに思います。

まず、1点目でございますが、ノーコードツールは専門的なプログラミング知識がなくても、マウス操作や設定項目を選ぶだけで、業務に必要なシステムやアプリケーションを開発、構築できる革新的なツールであるというふうに認識をしております。ノーコー

ドツールの導入を進めるに当たり、専門的なプログラミング知識がない職員が使いこなせるようにするための研修は、どのように実施されているのかお聞きをいたします。

○松岡情報・DX推進課長

本市が導入しておりますノーコードツールを活用したアプリケーションの作成は、これまでエクセルや手作業で処理していた業務について、専門的なプログラミング知識を持たない本庁などの職員が、自ら業務に必要なアプリケーションを開発・運用することを可能としております。

職員がノーコードツールを効果的に活用できるようにするため、本市では希望者を対象にデジタル化推進支援業務委託により委託業者と連携した研修を実施しており、令和6年度は12回実施し、29人の職員が受講しております。専門的な知見を持つ委託業者が講師を務めることで、ツールの基本的な使い方から実践的なアプリケーション開発のノウハウまで、質の高い研修を提供できております。

これにより、参加した職員は自身の業務課題に直結したアプリケーションを開発するためのスキルを効果的に習得できております。

以上でございます。

○中本委員

新しいツールを導入するにあっては、やはり電子的に取り組まなければいけないということでもあります。一部の職員でなく全員に導入して理解をして、専門的にいろいろ知識を学んでいただくということで、研修会を実施されたということでもよく理解をいたしました。

次に、業務の改善に成功したアプリの内容や効果についてお示しを頂けますか。

○松岡情報・DX推進課長

ノーコードツールを活用し、業務の改善に成功しているアプリの例としましては、公共交通政策課が作成した広域生活交通バス等の運行実績、体育課の学校施設開放使用報告、障害福祉係の施設入所に係る待機登録者名簿や、各種アンケート調査などがあり、令和6年度中に作成、運用されたアプリは151個となっております。

効果としましては、紙による保管が不要であること、紙からデータへの入力し直しが不要であること、アプリを活用することでデータの管理・活用がしやすいこととなっております。

また、ノーコードツールは現場の職員が自らのニーズに直結したアプリを迅速に開発することが可能であるため、職員自身がこの業務を効率化したいという課題意識をすぐに改善策として形にできるようになり、業務改善と業務効率化に貢献しております。

以上でございます。

○中本委員

ノーコードツールを活用したデジタル化への取組については、職員が自ら業務改善に

取り組むという姿勢は、まさに市民サービスの向上につながるというふうに思っております。高く評価をいたしております。つきましては、この取組を一貫性のものとせず、全庁的な文化として定着させる必要があるというふうに考えております。アプリ作成による効果の全庁的な横の展開をしなければいけないというふうに、お願いをいたしておきます。

次に、主要施策の成果39ページ、RPA導入事業についての質問をいたします。

職員の負担軽減と行政サービスの質の向上のため、業務の効率化としてRPAの導入に取り組まれたということでございますが、どのような業務にシステムを導入したのか、お示しいただきます。なお、導入の結果や課題についてあればお示しを頂きたいと思っております。

○松岡情報・DX推進課長

本市を含む県内7市3町と共同でRPAの導入に取組、AI-OCRとRPAツールであるWinActorを連携させることで業務の効率化を目指しました。このシステムは、AI-OCRで紙の帳票である健康増進課の予防接種予診票、がん検診受診票から高精度に文字を読み取り、WinActorがそのデータをシステムやエクセルで処理し、住民判定などに活用する流れでした。しかし、実際の運用において、紙の帳票の記載形式が原因で読み取り誤りが多く発生し、そのチェックと修正に時間を要するという課題が浮き彫りになりました。この結果、当初の目的であった業務効率化は達成が難しい状況となりました。

令和7年度以降につきましては、業務内容の見直しを含め、RPAの活用について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

7市3町での共同の事業であります。今、回答をお聞きしますと、業務の効率化に取り組もうというような導入でありましたが、なかなか非常に厳しい状況だというような話であります。こういうシステムを導入するためには、再度よく確認をしながら、導入の事業の中身をよく検討しながら導入する必要があるというふうに思っております。引き続き次年度に向けて、ぜひ業務の効率化に向けて、しっかりとこのRPA導入については、しっかり精査しながらよろしくお聞きをしたいと思います。

次に、主要施策の成果40ページ。公衆無線LAN環境整備事業についてお聞きをいたします。

公共施設における通信環境の充実のためということですが、本市におけるデジタルデバイド解消と利用者の利便性向上を推進するに当たって、令和6年度末時点で、公衆無線LAN、Wi-Fiであります。設置してある公共施設についてお示しを頂きたいと思っております。

○松岡情報・DX推進課長

情報・DX推進課を含む市が公衆無線LANを設置した施設ですが、本庁や教育委員会、あいぱーく光、地域づくり支援センター、浅江、室積、光井コミュニティセンター、図書館、市民ホール、文化センター、伊藤公資料館がごぞいます。令和6年度末では、市内の公共施設11施設、14か所で公衆無線LANの利用が可能となっております。

以上でございます。

○中本委員

この公衆無線LANの整備事業については、できるだけ早く整備をしないといけないというふうに思っています。各施設の公衆無線LANの活用方法については、今、説明を頂きました。

今、整備された公衆無線LAN環境は、平時の利便性でなく、災害や地域のデジタル化推進において、どのような役割を果たすことが想定されますか、お聞きをいたします。

○松岡情報・DX推進課長

整備しました公衆無線LAN環境は、平時の利便性向上はもちろんのこと、市民の安心・安全や地域全体のデジタル化推進という観点からも重要な役割を担います。多くの公共施設が避難所となっていることから、災害発生時には、この整備された公衆無線LAN環境を避難者への情報提供のため活用することも可能です。

また、平時では地域活動団体の方々が公衆無線LANにより、オンラインでの情報共有や情報収集をスムーズに行える環境を整備していきます。これにより、地域コミュニティにおけるデジタル技術を活用した連携を促進し、地域活動を支援してまいります。

以上でございます。

○中本委員

公衆無線LANの環境整備については、先ほど御回答いただきましたように、本庁あるいは教育委員会、あいぱーく、コミセン等々の設置をされておるということで、市民の利用者の利便性を図っておられるということは、現状ではよく分かりました。

今後は、全ての施設について、公衆無線LAN環境の整備をお願いをしておかなければなりません。よろしく願いいたします。

それから、主要施策の成果40ページの防災庁舎ネットワーク構築・サーバー室移転事業についてであります。防災庁舎建設の際に地域イントラネットワークの見直しをということでありました。

まず1点目ではありますが、令和6年度の事業の内容についてお示しを頂きたいと思えます。

○松岡情報・DX推進課長

防災指令拠点施設ネットワーク構築サーバー移転事業につきましては、統合型GISサーバー機器を移設したほか、基幹系クライアント仮想デスクトップシステム機器の更新に伴い、関連するサーバー機器を移設しました。

以上でございます。

○中本委員

続いて質問であります。移設が完了していないサーバー機器等にはどのようなものがあるかお示しを頂きたいと思っております。また、それらの機器に対する停電等の対応についてお示しを頂きたいと思っております。

○松岡情報・DX推進課長

移設が完了していない機器としましては、基幹系業務システム用の通信回線ルーター、回線障害サーバー、グループウェアのサーバーの機器がございます。これらの機器につきましては、令和7年度末までに更新等のタイミングで防災庁舎に移設する予定としております。

また、移設までの停電時の対応といたしましては、本庁舎4階に仮設置しております非常用発電機を活用いたします。停電が発生した際には、この非常用発電機を機器に接続することで電力供給を行い、本庁が停電の際も、出先機関で基幹系業務システムを滞りなく稼働できる体制を確保する予定でございます。

以上でございます。

○中本委員

サーバーの移設をしないと、防災指令拠点施設にそういう移転事業をちゃんとしないと、いろんな面であるいは地震等、あるいは停電等によって大変な状況になるということが御承知のとおりであります。なお、移設が完了していないサービス機器等にはどのようなものがあるかお示しを頂けますか、また、それらの機器に対する停電時の対応については、先ほどいろいろ対応していただきました。

総括として、横文字に対してあるいはこういうデジタルのデバインド解消を含めて、あるいはLANの環境、それから先ほど申し上げましたように、防災指令拠点施設にネットワークの構築とサーバー移転等々、まだ残っているような状況であります。早くそういうサーバーの移転事業をしないと、今後、災害あるいは地震等を含めて大変な状況になるというふうに予測されております。

特に、先ほどのインターネット無料で整備できるということは、低コストで利用できて、データの通信量の節約とか、あるいは通信費の節約、特に市民の方が手軽に利用できる利便性の向上をしっかりと図っていただければならないと思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、サーバーの移転にはいろんな様々な推移があるようでもありますので、この社会を支える重要な機器であるということは理解をいたしました。ぜひ、残るサーバーの移転によって災害、停電とかに対応できますように、よろしく願いをいたします。

なお、令和6年度の電算関係経費には3億7,600万円の予算が、追加経費として8,800万円ぐらいの30.08%の維持費がかかっております。このより効率的に向けて業務の効率化、生産性の向上あるいはもちろんコストの削減、災害の事態に対応する強化につな

がる予算計上でありました。

本庁舎の中核であります心臓部分による I T 関連あるいは施設の整備については、どんどん整備について前向きに検討を早くしなければいけないというようなことであります。

なお、将来的には、現在もペーパーレス化になっておりますが、全ペーパーレス化による削減という効果が出なければいけない。電算関係の経費あるいはいろんな経費、あるいは I C T 社会に取り残されないようにしていかなければいけない。早く効率的な事業が展開するように、よろしく願いをいたしまして、終わります。

○河村委員長

よろしいですか。

○中本委員

はい。

○林委員

それでは、1 点お尋ねをいたします。

決算書91ページ、市税等徴収事務費の下段から2段目にございます、SMS 催告送信システム使用料が21万694円と上がっておりますが、このSMS 催告送信システムはどのようなシステムなのでしょうお尋ねします。

○大隅収納対策課長

こちらのシステムでございますが、納付期限を過ぎまして支払いが確認できていない場合に、対象者の携帯電話に納付を促す連絡をショートメッセージで送信するものでございます。これまでの郵便での封書による催告書では、そもそも開封せず見てもらえないケースや、電話でも未登録の番号からの着信には出ただけでないケースが多々ございました。このシステムの特徴は、高い到達率が期待できることから、他の自治体での成功事例を参考にし、文書や電話での催告の補助といたして導入いたしましたものでございます。

以上です。

○林委員

携帯メールにされて、高い周知をされているということでありまして、とても素晴らしいことだと思っております。

それから1点、主要施策の成果についての8ページ、SMS（ショートメールサービス）を利用した催告の実施とありますけれど、この内容についてお示しいただきたいと思えます。

○大隅収納対策課長

こちらのサービスでございますが、昨年9月から送信を開始しております。月に1回程度で支払いが確認できていない方を抽出いたしまして、大体100件から200件の方に対してメールを送信しております。10月から3月までの半年間の実績でございますが、送付数が690件で、反応数が251件ございました。

以上でございます。

○林委員

成果が出たということで、すばらしいことでありますので、これからもこういう、1軒1軒伺うということは大変難しいことでございますので、メール配信でこのように送信していただき、滞納者にしっかりと届けていただきたいなと思っております。これからもよろしく願いいたします。終わります。

○早稲田委員

それでは数点お尋ねいたします。決算書の69ページ、庁舎管理事業の修繕料についてお尋ねします。主なものについてお示しします。

○河村委員長

ちょっと待って。

○早稲田委員

あ、間違えました。ページを間違えました。申し訳ない。

じゃあ、決算書75ページの会計事務費についてお尋ねします。

手数料の増額について、先ほどちょっと説明があったんですけども、金融機関の振込手数料の増額によるものでしょうか。お尋ねします。

○高木会計課長

皆さんこんにちは。委員御案内のとおり、昨年10月の制度改正で銀行間の手数料が有料化されたことにより、指定金融機関の本支店宛ての振込手数料が1件当たり税抜き50円、他行宛て112円が新たに負担となりまして、約266万3,000円の口座振込手数料が増額となりました。こうしたことから、手数料全体として、令和5年度より約243万6,000円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

振込手数料1件1件は小さい金額かもしれませんが、やっぱり重なっていきますと、今のように金額の増額につながっていると思います。企業等でも経理の方が振込方法についてすごい努力をされているような、今、世の中になっているんですけども、そこで、こちらの市においては振込手数料の振込方法について、何か対策を講じておられるでしょうか、お尋ねします。

○高木会計課長

再度のお尋ねを頂きました。振込方法の対策につきましては、全庁的に振込手数料の負担抑制に努め、都度、手数料の削減を図っているところでございます。

具体的には、振込手数料がより安価となる振込先の選択、請求書や請求日等が同一の請求書の取りまとめ、可能な限り年度内に最小の回数での支払いとなるよう、契約内容の見直しを所管課に通知するなどしたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

対策を講じておられるということで、できるだけまとめたりとか、方法を変えたりとか、これからも小さいことかもしれないけれども、全庁で取り組んでいただけますようお願いいたします。

同じく決算書75ページなんですけれども、財産管理事業のところになります。施設解体工事について、先ほど虹ヶ丘2丁目というふうにおっしゃられたかと思うんですけど、こちらの内容について、詳細についてお尋ねします。また、この内容について、主要施策の成果に載っているのでしょうか。載っていれば、そのページについてお知らせください。お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員長

ここで執行部より答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○山門財政課長兼行政経営室長

決算審査参考資料の6ページ。

総務費、総務管理費の1番目、一般管理費、使用料及び賃借料のうち、先ほど複写機等使用料16万8,000円について、秘書業務費と答弁いたしました。16万8,000円のうち7万円が秘書業務費における不用額でございますので訂正させていただきます。

以上でございます。

○河村委員長

それでは審査を続行いたします。

○山門財政課長兼行政経営室長

早稲田委員さんの施設解体工事につきましての内容につきまして説明いたします。

解体した建物につきましては、光駅の北口駐車場西側に隣接した箇所に建築され、平成15年度までシルバー人材センターに貸与し、その後、生活安全課の放置自転車の一時保管場所等として活用しておりましたが、建築後45年以上経過し、老朽化が著しいため

解体したものでございます。

なお、主要施策の成果の27ページの小文字の「b」普通財産のところに表記しているものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

主要施策の成果のページの場所を教えてくださいありがとうございました。分かりました。今後、光駅の開発等も進んでいくと思いますので、老朽化した建物についての解体を進めておいたというのはよかったと思います。この質問は以上として、次の質問に行きます。

では、主要施策の成果の29ページ、それから決算書は75ページの地域間交流事業についてお尋ねします。ここにある講師謝金の講師について、内容についてお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

令和6年度の地域間交流事業ですけれども、外国人住民に日本語学習や日本語でのコミュニケーションの場を提供する日本語交流サロン、これを実施したところでございます。このサロンに関する講師でございます。

本サロンは、現在市が主導して実施をしておりますが、将来的には民間ボランティア等の主導で自立・自走できることを現在目指して、令和6年度の取組を進めているところでございます。

こうした考え方のもと、日本語交流サロンでは、令和6年度から従前の日本語教育の講師に替えて、日本語教育に係る専門的な知見を有し、国の研修を受講した地域日本語教育コーディネーターを1名新たに配置することといたしました。その講師の謝金をこちらに計上をさせていただいております。

地域日本語教育コーディネーターには、令和6年度に5回開催した日本語交流サロンの企画運営及び改善、そして日本人ボランティアに対する指導・助言、さらには市との連携協力など、サロン全体の運営と日本人ボランティアの育成、これを行っていただいたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今回の講師のコーディネーターの方は、講師だけではなくて日本人ボランティアの方の教育等についたり、あとは運営についてもコーディネートしているということで、そういった講師ということで、今後、民間主導になるようにという方向性があるということですので、進めていただければと思います。

そして、この主要施策の成果の29ページに書いてあるんですけれども、日本語交流サロンの外国人参加者への周知とか案内方法、内容とか感想とかがありましたら、お示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

まず、外国人参加者への周知、案内方法でございますが、まず、6月25日発行の7月号の広報、そして市のホームページで周知、御案内をしたところでございます。

また、特定技能や技能実習の在留資格を有する外国人労働者を雇用する市内の事業所のうち、企画調整課で把握している事業所に対して、その雇用担当部署にメールや電話で直接参加者募集の協力を依頼したところでございます。

あと、内容・感想などということでございますが、まず、日本語交流サロンでございますが、外国人と日本人ボランティアが毎回テーマを設けて、簡単な日本語でお話をして、一緒に楽しく日本語を学んでいきたいと思いますということを基本的な考え方にして実施しております。主要施策の成果にも記載のとおり、令和6年度は5回開催をいたしまして、参加者は外国人が35人、ボランティアが33人、延べ68人で実施をしたところでございます。主な国籍では、インドネシアやベトナムの方が多かったように思います。

テーマでございますけれども、1回目は簡単な自己紹介を行い、2回目からは室積海商通り周辺での室積散策、3回目は公共施設を使ってみるということで、施設の予約方法などを学びながら、併せてスポーツ交流ということで、地域の団体の方と一緒に卓球をしながら交流を深めたところでございます。第4回は、AEDの使い方などを学ぶ命を救う救急講習ということで、防災センターでの講習を通じて交流を図りました。最後の第5回目は、日本文化体験ということで、絵手紙を作ってみましょうということで、絵手紙を作りながら地域の方と交流を深めたり、日本語で会話をしたりということ三島コミセンで行いました。

全体の感想ですけれども、外国人の参加者の方からは、いろんなお話が日本人の方とできてよかった、あと絵手紙制作が楽しかったなど、基本的には参加してよかったという声を頂いております。日本人ボランティアからは、同様に外国人と交流できて楽しかったという声もありましたけれども、内容はよかったけれどグループの中の人としか話せなかった、もっと交流が図れるとよい、あるいは外国人がどういうことをしてほしいのかという意向をもっと知る必要がある。あと、イベントそのものは好評ではあるが、外国人、日本人双方の対話の機会が少なくなってしまう、などの感想が寄せられましたので、こういった感想は令和7年度の事業に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

説明ありがとうございました。まず、周知の方法で、広報とかホームページとかはなかなか外国人の方が直接見ることは難しいかなと考えますけど、市内の事業者に直接連絡していたということで、直接やっぱりお声掛けをする方法がいいかなと思います。ただ、参加者の日本人ボランティアの人が半数ぐらいいらっしゃるだったので、そういう方々は広報とかホームページを見るのかなという感想です。

また、いろんな回、それぞれに工夫をしながら交流をしているということですけど、今から企業も人材不足とかで外国人の方もたくさん来られる可能性もありますし、こう

いう交流事業で続けていただくのと、光市を好きになってもらえるような、何かそういう光市ならではのイベントがあればいいかなと。それが何というのはまだ分かりませんが、意識していただいて、積極的に続けていただけたらと思います。

以上です。

続きまして、主要施策の成果の30ページの企画管理事業についてお尋ねします。

エのところの、光つながり創出チームの運営の文章のところ、「関係人口の創出に向けて、国の交付金を活用した様々な体験プロジェクトの策定などについて話し合いました」と書いてありますけれども、交付金等にはどのようなものがあるのかお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

光つながり創出チームでは、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、このメニューの1つである第2世代交付金の活用について話し合いを行ったところでございます。

この第2世代交付金ですが、国におきましては、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取組を計画から実施まで強力に後押しするとされておりまして、事業費の2分の1、これは令和7年度から令和9年度までの3か年ですけれども、事業費の2分の1が交付されるものでございます。

本市では、主にソフト事業を想定して、このチームの中で協議を行いました。

以上でございます。

○早稲田委員

話し合いの内容について、具体的にありましたらお示してください。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

光つながり創出チームでは、令和6年度に5回の会議を開催いたしました。その中には、関係人口と移住・定住に関する情報交換のほかに、特に令和7年度予算に向けた国の交付金の活用の検討を行ったところでございます。検討に当たりましては、国の交付金を活用するために本市の地方創生、関係人口の増へのストーリーを、光市を知ってもらう、体験してもらう、何度も来て光市を好きになってもらう、関わる、または住んでもらうということを一連のストーリーとして、まずこのチームの中で話し合って決めて、こうした一連の流れを「一度来てみいね 自然に癒される暮らし ゆとりある暮らし体験プロジェクト」というプロジェクトとしてチームの中で整理を行ったところでございます。

また、話し合いの中では、プロジェクトに位置づける今後の事業として、遊ぶ体験、働く体験、泊まる・滞在する体験、地域経済の活性化、情報発信、こういった事業を今後、令和7年度以降、どのような事業化ができるか、このようなことをチームの中で話し合ったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和7年度から令和9年度に使える交付金も、2分の1ということで使えるものがありますので、話し合いをよくまとめていただいて、光市に何度も足を運んでもらえるような企画ができればいいかなと思います。一度でなかなかよさが伝わらないところもあるように思っておりますので、今後も話し合いをぜひ生かしていただいて、関係人口の創出に励んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

では続きまして、決算書に戻りまして81ページ。情報化推進事務費についてお尋ねします。

この中で、主要施策の成果の39ページの上の表の下辺りにあるんですけども、(1)情報化推進事務費のところに、情報セキュリティー研修やeラーニングなど、職員が受講しているようですけど、職員の何割の方が受講済みなのでしょうか、お尋ねします。

○松岡情報・DX推進課長

情報セキュリティー研修の対象者は、入庁後3年以内の職員と、最終受講から5年経過した8年目職員及び情報担当職員であり、令和6年度は受講の指名をした56名全てが受講しており、一般職員の約15%に当たります。

また、eラーニングの対象者は、特定個人情報を取り扱う職員であり、233名のうち、特別な理由により受講できない者を除く229名が受講しており、一般職員の約63%に当たります。

実践的サイバー防御演習は、令和6年度末現在で、情報・DX推進課の職員は全員が受講済みとなっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。なかなか個人情報の取り扱いもますます厳しくなっていますし、またセキュリティーも一般の方は勉強しないとなかなか理解が進まない分野ではありますが、絶対に職員の方は必要だと思いますので、今63%ですかね、100%を目指して受けていただければと思います。

あとは、実践的サイバー防御研修については、情報担当の方は全員受講済みということで、実際、サイバー攻撃とかもこういう役所とかそういう公共の場を狙って行われていることも多々あるようなので、こちらも気をつけていただいて、多くの方に、全員に受けていただきたいと思います。

もう1点、情報のところで質問いたします。

決算書81ページの電算システム管理事業で、先ほどの説明で調達評価支援コンサルティング業務は、見積りなどを算出するという説明があったんですけども、この見積りについては、この情報の分野だけじゃなくて、ほかの部署のいろいろなものについての見積りも含めてなんですか、お尋ねします。

○松岡情報・DX推進課長

調達評価支援コンサルティング業務委託料については、特に大規模な情報システム案件などの見積りを精査することとしております。令和6年度は、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新について見積書の評価を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

住民基本台帳など、そういうシステム等に関わる見積りということで確認しました。

ではもう1点、デジタル化推進支援業務委託料、これはどういったことの委託なんですか、内容についてお尋ねいたします。

○松岡情報・DX推進課長

デジタル化推進支援業務委託料につきましては、本市のDX推進施策の立案と実施を支援するため、外部コンサルタントから助言を頂きました。支援内容としましては、ノーコードツールの導入と利用拡大に関する技術的支援や、ノーコードツール研修を実施し、職員のスキル向上を図りました。また、書かない窓口導入支援をはじめ、A-IOCRやRPAといった技術を活用した業務プロセスの見直しと業務改善に関する助言を受け、全庁的なデジタル化を推進したものです。

以上でございます。

○早稲田委員

先行議員の質問の中では、ノーコードの研修について説明がありましたけれども、そのほかにも書かない窓口とかRPAとか、専門的な分野についていろいろ指導をしていただくということで理解できました。こういう専門の方じゃないとなかなか、研修とか説明とかも難しいと思いますので、積極的に支援をお願いできたらと思います。

最後、もう1つ質問いたします。情報じゃなくて、今度は決算審査参考資料の7ページ、決算書は99ページで、先ほど基幹統計調査事業についていろいろ細かい経費の説明についてあったんですけれども、こちらの決算審査参考資料の7ページの基幹統計費の不用額についてお尋ねいたします。お願いします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

基幹統計費、各種統計調査員報酬75万7,000円の不用額の理由ということであろうかと思いますが、令和6年度に実施した2025年農林業センサスは、令和7年、今年の2月1日を基準日として、農林業の実態が把握される調査でございます。令和7年1月中旬から農林業関係世帯を訪問し、調査実績により報酬額を調査員の方に支払う仕組みとなっております。このため、報酬金額が確定したのが、おおむね調査が終了した3月頃となりましたので、当初予算との差額、余った部分を3月補正で減額することが間に合わなかったため、このような金額、当初予算との差額がこのまま不用額として上がって

しまったということでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

2月に行われて、時期の問題で不用額のほうに上がったということですね。令和5年度と比較して、各種統計調査員の報酬が大幅に下がっている理由についてといったところについてももうちょっとお願いいたします。

○坪根企画調整課長兼秘書室長

前年度の比較ということでございますけれども、報酬の支払対象となる統計調査につきましては、毎年度統計調査の項目が異なりまして、また調査に係る手間も異なりますので、統計調査ごとの報酬単価あるいは調査に必要な人数も毎年異なっておりまして、必ず報酬の決算額に増減が生じることとなります。令和5年度は、令和5年住宅土地統計調査と2023年農林業センサス、令和6年度は、令和6年全国家計構造調査と2025年農林業センサスを行いまして、それぞれの調査員あるいは指導員に対して、国が示す報酬単価に基づき報酬を支払ったところでございます。

令和5年度と比較しての主な減少理由ということでございますが、令和5年度に実施した住宅土地統計調査の調査員報酬、51人、286万5,520円、これは1人当たり約5万6,000円程度の報酬を支払ったところでございますが、令和6年度に実施した2025年農林業センサスの調査員報酬、57人153万6,960円、これは1人当たり約2万6,000円程度となっておりまして、令和5年度と比べて、令和6年度は調査員の数こそ多かったものの、調査員1人当たりの報酬額が低い調査であったことから、前年度比で調査員報酬額が大幅な減となったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

調査の種類も毎年度変わるというのと、例えば、それぞれの調査によって報酬の単価が違うということで、人数は多くても報酬の単価によって今回少なくなったということと理解いたしました。

以上です。

○藤川委員

決算書81ページのスマホ講座開催委託料のところでお尋ねします。

スマホ講座を実施している場所だとか、形態、実施頻度とか、周知方法をお示しいただきたいのですが、あわせて、令和4年度から令和6年度にかけて受講者の推移などもお聞かせ願います。

○松岡情報・DX推進課長

開催場所及び回数ですが、令和6年度はスマホ講座を市内5地区で21回開催しました。

内訳は、大和地区が4回21人、浅江・島田地区が3回13人、三井・周防地区が5回24人、光井地区が4回17人、室積地区が5回28人でございます。また、浅江コミュニティセンターの男性料理教室で出張スマホ講座を1回開催しており、16人が参加しております。

内容につきましては、スマホ講座の内容については、単に操作方法を習得するだけでなく、安全かつ安心してスマートフォンを利用できるよう多角的な講座内容にしております。具体的には、スマートフォンの基本的な利用方法やLINEの操作方法といった実用的な内容のほか、高齢者を狙ったスマートフォンを使用した詐欺に関する対策や予防に関する知識についても取り入れた講習を実施しております。

周知方法につきましては、スマホ講座の周知につきましては、市民の方々へ情報を届けるため、アナログとデジタル双方の媒体を活用して実施いたしました。主な広報媒体としては、広報ひかりの令和6年9月号、10月号、12月号と継続的に掲載をいたしました。また、紙のチラシについても作成し、コミュニティセンターや本庁の総合受付、地域づくり支援センターといった主要施設に加え、市民の方々の目に留まりやすいように、市内の携帯電話ショップにも配付し、周知を図りました。さらに、デジタルでの情報発信として、市の公式LINEアカウントも活用いたしました。これは、市政情報を受信設定している方を対象に、月に1回程度の頻度で情報配信を行ったものです。これらの多岐にわたる広報活動により周知に努めてまいりました。

なお、令和4年度からのスマホ講座の人数につきましては、手持ちの資料がないためお答えできかねます。

以上でございます。

○藤川委員

詳しい人数は特に必要ないんですけども、推移というか、増えているのでしょうか、実際減っているのでしょうか。教えていただけますか。

○松岡情報・DX推進課長

推移といたしましては、令和4年度からは増えております。

以上でございます。

○藤川委員

9月からサービス開始されたと思うんですけど、光市の情報のこのプラットフォームの「ひかりんぐ！」だとか、すばらしいサービスができているんですが、実際、ちょっと周りにはいる高齢者の方が、スマートフォン自体の操作が分かっていられない方が多いなというのがまだ目につくんですけども、やはり受講者が増えているということで、ニーズも増えているところだと思います。アナログの方法で、広報ひかりだとかそういったところで、チラシを配っていただいたりとかしていらっしゃると思うんですが、見る方は多分何回も見るとは思いますが、そこまでちょっと行き届いていないとか、目にしない方というのはなかなか情報に行き着くところまでいっていないような気がしますので、今後、すばらしい講座の内容だと思いますので、例えば、同

じ場所で何曜日に実施するとか、もう少し何か分かりやすい方法であれば、もう少し受講者が増えるのかななんて思いました。すばらしい講座ですので。防犯の内容であったりとか、そういった講座もしていただけるということはすばらしいなと思います。高齢者も便利に生活できるように、引き続きよろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、何点か質問させていただきます。

最初に、決算書131ページ、下のほうの自然敬愛・環境基本計画推進事業の中の下のところの、ひかりエコシティ・ネットワーク交付金10万円ですけども、このひかりエコシティ・ネットワークは、光市地球温暖化対策地域協議会の愛称ですけども、令和6年度末の会員数を個人会員、学生会員、それから団体会員、企業会員別にお示してください。

○周田環境政策課長

光市地球温暖化対策地域協議会は、温室効果ガス排出量の削減に向け、市民、事業者、市が協働で地域における地球温暖化防止対策を実施することを目的に、平成20年に設立された団体でございます。

令和6年度末時点における会員数は、個人会員35、団体会員6、企業会員19で、合計60会員となっております。なお、学生会員はおりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それでは、前年度との会員数の比較をお示してください。

○周田環境政策課長

令和5年度末の会員数は合計61会員でございまして、個人会員が1減となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今後、会員を増やすような取組はどのようなふうにされていますでしょうか。

○周田環境政策課長

会員を増やす取組でございしますが、ふるさとまつりにおいてブース出展を行い、地球温暖化防止に関する普及啓発を行うとともに、協議会のPR活動や会員の募集を行っております。

また、光市ごみ収集カレンダーに会員募集の記事を掲載しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。またいろんな形で会員を増やすような取組をお願いしたいと思います。
それから、決算書133ページですけども、これの畜犬猫管理事業のところの4行目の畜犬管理システム賃借料12万2,000円がありますけども、これは何のためのリースになりますでしょうか。

○周田環境政策課長

このシステムは、犬の性別、名前、狂犬病予防注射履歴、飼い主情報などの飼い犬の情報を管理するためのものがございます。活用の一例を申しますと、狂犬病予防集合注射の案内はがきの作成や、迷子犬の情報があつた場合に、発見場所周辺におけるシステムのデータから対象と思われる犬を探す際などにも活用をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろんな形で管理をされているということで、分かりました。

それからもう一つは、主要施策の成果の101ページ、犬の登録についてありますけれども、犬の登録及び狂犬病予防注射の状況が掲載されておりますけれども、犬の登録及び予防注射の周知はどのように行っていますでしょうか。

○周田環境政策課長

狂犬病予防法により、犬の登録については、その犬の所在地の市町村に登録をしなければならないことになっております。また、狂犬病予防注射についても、所有者は年1回の接種を受けさせなければならないことが規定されております。

これらの周知でございますが、市広報紙やホームページでの周知に加え、市内動物病院の御協力により、動物病院においても周知を行っていただいているところでございます。特に、予防注射については、犬の登録のある全ての所有者に対し、4月に実施します集合注射の案内はがきを送付し、接種忘れのないように周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それで、実際の注射率は85.5%ですけども、接種率を高める取組というのはどのようにしていますでしょうか。

○周田環境政策課長

接種率を高める取組でございますが、毎年9月末までに予防注射を受けていない犬の所有者に対し、10月に接種を促すはがきを送付しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。はがきを送るということで了解いたしました。

それから、決算書139ページですけども、上のほうの特定外来生物対策事業ですけども、この消耗品費が29万6,000円、それから、光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金が72万9,000円ですけども、実際に令和6年度の室積と光井両地区の取組の成果をお示しくください。

○周田環境政策課長

先ほど御説明しましたが、消耗品費は光井地区、光市アルゼンチンアリ対策協議会負担金は室積地区の防除に対する経費で、両地区ともに地元関係者の御協力により、3回の防除とモニタリング調査を実施いたしました。

取組の成果でございますが、室積地区については、3回目の11月に実施したモニタリング調査における生息率が約10%となり、調査箇所を大幅に増やした令和4年10月の約24%と比較すると、生息率は大きく減少しております。光井地区については、令和6年度は2年目の取組のため、前年度の3回分のモニタリング調査の生息率の平均値と比較しますと、約13%から約10%に減少しております。この結果から、両地区とも生息率が減少しており、防除の効果が表れているものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。室積については24%から10%まで減っているということで、また今後取組をよろしく願います。

以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果の100ページの(ウ)のところの文章の下のほうに、エコスタイルセミナーというふうに書いてあります。こちらの実施状況についてお示しくください。

○周田環境政策課長

エコスタイルセミナーは、光市地球温暖化対策地域協議会と市が共催し、市民の環境問題に関する知識や理解を深めるための講演会を実施するものです。

令和6年度の実施状況ですが、7月と2月の2回開催し、延べ45人の方に御参加いただいております。

内容でございますが、7月はパナソニック株式会社エレクトリックワークス社の方を講師に、「地球温暖化とエネルギーの創・蓄・省～ソーラーハウスをつくってみよう～」と題し、小学生を対象に、太陽光パネルで発電した電気を使って光るソーラーハウスを親子で作りながら、地球温暖化の仕組みを学びました。

2月には、市と包括連携協定を結ぶ日産自動車株式会社の御協力により、「電気自動車ってどんな車？～地球にやさしい車で目指す脱炭素社会～」と題して、脱炭素社会の実現に向けた環境に優しい電気自動車の仕組みや試乗体験を行いました。

以上でございます。

○早稲田委員

7月は小学生の親子を対象にということで、7月も2月も民間の企業の方に協力を得てやっているということでしたが、参加者からはどのような反響があったかお尋ねします。

○周田環境政策課長

参加者からの反響でございますが、講演会実施後に行ったアンケートでは、7月の講演会に参加された小学生からは、「発電の仕組みを学び、電気の大切さを知った」「LEDの消費電力の低さを知った」などの意見があり、また、保護者からは、「子供にも説明が分かりやすく、大人も勉強になった」「子供たちも工作を楽しみながら、発電や電気、温暖化等について学ぶことができた」との意見を頂きました。

2月の講演会に参加された方からは、「カーボンニュートラルについて分かりやすく学ぶことができた」「これからの車社会の在り方を考えるよい機会になった」などの意見を頂いたところです。

セミナーの実施により、幅広い世代に対し、温暖化や脱炭素社会について一人一人が考え、環境に配慮した行動につなげていくための機会になったのではないかと考えておりますし、特に子供を対象にしたセミナーは初めての開催となりましたが、当日の様子やアンケートから、しっかり学び、自分にできることを考えるきっかけになったと思っております。

以上でございます。

○早稲田委員

特に子供さんのセミナー初めてということで、工作を楽しみながらというのがよかったかなと思います。ただ、講師のお話を聞くだけじゃなくて、そういう体験を通して、楽しみながら環境について小さい頃から学ぶというこのセミナーを、これからもぜひ企画して続けていただければと思います。

じゃあ、次の質問に入ります。

決算書141ページ、墓園管理運営事業についてお尋ねします。実施設計委託料、先ほど少し説明がありましたけれども、もう少し詳しい説明をお願いします。

○周田環境政策課長

実施設計委託料は、西部墓園の一部のり面において、大雨やイノシシの掘り起こしによる表土流出により、のり面に変状が見られることから、令和6年度から2か年かけてのり面の補強整備に取り組んでいるもので、令和6年度は実施設計業務を行いました。

実施設計業務の内容につきましては、測量、地質調査などを行い、その結果、現在の地盤に対し、最適とされる工事の工法を決定したものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

設計業務において、工事の今の時点でどれが一番いいかというのを決めてもらうということで、以前も聞いて、イノシシの掘り起こしとかが結構あったと聞いたので、早くこちらのほうがきちんとできていただくようお願いしたいと思います。

ここはちょっとこれで終わります、じゃあ次、決算書145ページに行きます。ページが違うかな、すみません、環境美化推進事業についてお尋ねしたいと思い……。ページ違ったかな。すみません、ちょっとページが行方不明。

○河村委員長

まちかど環境美化推進委託よ。

○早稲田委員

すみません、1個前でしたかね。

○河村委員長

下のほう。

○早稲田委員

1個前、すみません。143ページでした。143ページの環境美化推進事業の中の、145ページの修繕料のところでした。修繕料78万2,000円の詳細についてお示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

環境美化推進事業の修繕料でございますが、こちらは海岸清掃を行うために保有している重機や備品等に係る修繕料でございます。

令和6年度はビーチクリーナーの点検修理に53万4,000円、バックホウの検査、修理に22万5,000円、重機を走らせた後の砂浜の凹凸をならすためのレーキの修繕に2万2,000円を支出しました。

以上でございます。

○早稲田委員

ビーチクリーナーとかバックホウとか聞いたんですけども、海岸清掃を行うための重機の保有状況について教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

海岸清掃での重機の保有状況でございますが、海岸に打ち上げられた流木や葦、竹な

どを回収するためのバックホウが1台と、集めた流木や漂着ごみを集積場まで運搬するためのキャリアダンプが1台、7月から8月の海水浴シーズンに精度の高い清掃を行うためのビーチクリーナーが1台で、全部で3台の重機を保有しております。

以上でございます。

○早稲田委員

重機について、一般の車両とかだと車検などがあるわけですがけれども、この重機については法律で定められた何か点検等があるのでしょうか。お尋ねします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

保有する重機3台のうち、キャリアダンプが2年に1回、バックホウが1年に1回の特定自主検査が義務づけられており、直近であればキャリアダンプの特定自主検査は令和5年度に、バックホウは令和6年度に実施しております。ビーチクリーナーにつきましては点検の定めはございませんが、定期的に点検整備を行い、機械の延命化に努めているところです。

以上となります。

○早稲田委員

特殊な機械ですので、大事に使って点検等もしっかり行って使っていただければと思います。

では続きまして、同じ145ページのじん芥処理管理事業についてお尋ねします。

収集車の更新についてさっきちょっと説明があったかと思うんですけど、新たな機能など、何か付加されているものはあるのでしょうか。お尋ねします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

このたび更新いたしましたじん芥収集車には、新たにドライブレコーダーを設置いたしました。その他の機能といたしましては、今回更新分から新たにではございませんが、車両後方の状況を常時監視するためのバックモニターや自動ブレーキ機能などの各種安全装置が装備されております。

以上でございます。

○早稲田委員

事故とかあったらいけないので、ドライブレコーダーとかバックモニターとかはあると便利かなと思います。こちらのじん芥収集車の保有状況についても教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

環境事業課のほうで保有しているじん芥収集車は、全部で5台でございます。うち3台は日々の可燃ごみや可燃粗大ごみ、古紙古布類を回収するためのパッカーで、残りの2台はボランティア清掃で集められたごみの回収、ふれあい訪問収集で回収された家具

などの解体や災害廃棄物などの回収を行うためのパッカーとなります。
以上でございます。

○早稲田委員

このたびは更新されたということですが、更新後の古いじん芥収集車はその後どうなるのでしょうか。お尋ねします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

環境事業課のほうで不要となりましたじん芥収集車につきましては、他のじん芥収集車を保有している課に譲受けの希望があるかを調査し、必要との回答があった場合は移管手続きを行い、譲り渡しております。

このたびの更新分につきましては、道路河川課が必要との回答だったため、道路河川課に移管いたしました。

以上でございます。

○早稲田委員

古い収集車についてまだ使えるのであれば、ほかの部署でまた引き続き使ってもらったら有効かなと思います。よろしくお願ひします。

では、もう1点質問いたします。決算書147ページの牛島地区等し尿処理事業についてお尋ねします。

この事業に係る市の管理物件というのはどういったものがありますか、お示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

牛島地区等し尿処理事業に係る市の管理物件でございますが、島内で集めたし尿を貯留し、本土へ運搬するためのし尿貯留船が1隻。それから、各家庭のし尿を集めて回るためのミニバキューム車が1台、そのミニバキューム車を保管するための車庫が1棟ございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。ここに書いてあります、じゃあ修繕料についてお尋ねします。この101万1,000円の内訳についてをお示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

こちらの修繕料101万1,000円の内訳でございますが、し尿貯留船を延命化するため、船を陸揚げし、船底に付着したフジツボなどを除去し、清掃、塗装を行うための修繕費用が58万5,000円。そのほかに、ミニバキューム車の車庫が塩害により腐食し、大きく損傷していたことから、その修繕費用として42万6,000円を支出いたしました。

以上でございます。

○早稲田委員

なるほど、結構かかっていますね。

じゃあ、もう1つのみ質問します。

牛島地区のし尿処理の委託料ですけど、この委託というのはどんな内容なんですか、お尋ねします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

牛島地区し尿処理委託の内容でございますが、ミニバキューム車で収集したし尿を貯留船のほうに貯留し、2か月に1回その貯留船を室積港まで曳航し、室積港で貯留船からし尿を通常のバキューム車で引き抜いた後に、し尿処理施設へ運搬するまでの業務を委託しております。

以上でございます。

○早稲田委員

委託内容について理解できました。

以上です。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、1点ほどお伺いをいたします。

主要施策の成果126ページの墓地費であります。

西部墓園を主にちょっとお聞きをしてみたいと思います。墓所の処分状況を含めて、西部墓園の、この図に書いてありますように、墓所数が3,032、それから返還が44、令和6年度末の2,781基、残りが251というように示されております。今、墓園会計ではなかなか収入と支出のバランスが悪く、ちょっとマイナスな状況であります。非常に管理が大変だなというふうに思っております。まだ現状がどうだというような問題ではありません。2,781基の墓基がありますので心配する必要はありませんが、許可数が8基、令和6年度がね。墓園の返還数、これが令和4年度が39基、令和5年度が41基、令和6年度が44基ということで、だんだんだん返還基が増えております。現状では、御承知のように、この環境変化によって墓地の管理あるいはいろんな状況が御承知のとおりだというふうに思っておりますので、現状ではまだそんなにあれはないんですが、将来的には非常に厳しい状況になっていくのかなというふうな考えであります。そのあたりについてちょっとお考えをお聞きしてみたいと思います。

○周田環境政策課長

近年は、社会情勢や家族形態の変化等から、埋火葬やお墓等に対する考え方が大きく変化しており、墓地等の様式には多様なニーズが生まれております。このため、令和6年度の市営墓地においても、返還数が貸出許可数を上回り、今後も空き区画が増加され

ることが見込まれます。市としましては、今後とも既に墓園を使用されておられる方や新たに見学に行かれる方が気持ちよく御利用いただけるよう、適切な維持管理に努めるとともに、墓地に関する相談があった際には、令和4年度に職員が作成しました両墓園のしおりを活用した御案内を行い、少しでも使用者が増えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

現状はよく把握しておられるということに確認をいたしました。大変厳しい状況がどんどんどんどん続いていくということで、返還金も313万9,000円ということで、金額も結構大きくなってきております。墓園の環境整備は、これは欠かすことができない大きな課題だというふうに思います。今、お聞きをしますと、しおりの活用をしながら、皆さんに御理解と御協力をお願いするということが現状ではありませんので、将来には大変なことになるんだなという予想の下で、いろいろ検討をさらにお願いをしておきます。

以上です。

○林委員

1点ほどお尋ねをいたします。

決算書145ページ、不法投棄対策事業のところの下段でございます、まちかど環境美化推進委託料がここに載っております。ここに257万1,000円ですが、委託の内容についてお伺いをいたします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

まちかど環境美化推進委託につきましては、自然環境の保全を図るため、海岸、河川及び道路沿いのパーキングエリア等を中心として、散乱している空き缶等のポイ捨てごみの収集を行い、環境美化に努めるものでございます。

収集区域は、旧光市地域を東部・西部地区の2区域に分け、それに大和地区を合わせた全部で3区域とし、それぞれ各3名の収集作業員を配置しております。

日数は、東部・西部地区が各月3日、大和地区が月2日とし、1日の収集時間は5時間で、通年で実施しております。

本事業でのごみの回収状況につきましては、主要施策の成果134ページに記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○林委員

主要施策の成果134ページ、今お示しいただきましたけれど、まちかど環境美化推進事業、散乱ごみの回収状況の推移ということでございました。この事業というか、今おっしゃっていただきました収集される事業所はどちらになりますでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

本事業につきましては、現在、シルバー人材センターのほうに委託して行っていると考えております。

以上です。

○林委員

シルバー人材センターに委託ということで、きれいにさせていただいているわけですが、このことは納得いたしました。

そこで、同じページの下段にあります不法投棄監視パトロールの実施というのがあります。これについてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

周南健康福祉センターや光市快適環境づくり推進協議会と連携して不法投棄監視パトロールを実施した、とありますが、具体的にはどのような取組を行ったのか、お示しくください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

不法投棄監視パトロールにつきましては、過去に不法投棄があった場所を中心に、毎年場所を変えながら実施しております。

令和6年度は周南健康福祉センター職員と、昨年6月に、県道光井島田線と立野浅江線の合同パトロールを実施いたしました。

また、光市快適環境づくり推進協議会とは、本年3月に、県道石城山公園線の合同パトロールを実施し、あわせて、不法投棄ごみの回収や不法投棄禁止看板の設置など、快適環境の委員さんとともにしております。

以上でございます。

○林委員

ここには委託料等は上がっておりませんが、いかがでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

こちらの合同パトロールにつきましては、職員や委員さんと一緒にやっておりますので、無償で行っております。

以上です。

○林委員

不法投棄を抑制するために、先ほどおっしゃった不法投棄禁止の看板を立てているということを示されましたけれど、何本ぐらい設置しているのか、お示しくください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

不法投棄が多い場所や市民から要望があった場所、市有地に限りませんが、こういった

場所に不法投棄禁止看板を設置しております。令和6年度であれば約10本設置いたしました。

以上でございます。

○林委員

10本ということで、分かりました。

不法投棄を抑制するために、どのような取組を行っておられるか、お示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

先ほどお答えした合同パトロールの実施や不法投棄禁止看板の設置のほかに、毎年5月30日、ごみゼロの日ですが、こちらから6月5日の環境の日までは、不法投棄を発生させない環境づくりを強化するための全国ごみ不法投棄監視ウイークとなっており、ホームページやごみ分別収集カレンダー等で周知を行っております。

また、LINEによる市民通報アプリにおいて、不法投棄に関する通報を受け付けており、本アプリを通じて、令和6年度は3件の通報があり、対応を行ったところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。

まちかど環境美化推進委託や不法投棄監視パトロールなど、ポイ捨てごみ回収やパトロールを実施しているということをアピールすることで、市民の方に気づいていただくために、ちょっと私たちが、この環境美化の車が通っているというのがよく分からないわけですね、収集をしているというのがですね。それで、アピールする、市民に気づいていただく、私たちがきれいにしなきゃいけないねという気持ちを起こさせるようなためにも、これは私の提案でございますけど、収集車の車両に、例えばマグネットシート等で回収作業等を行っているとおアピールしてはいかがでしょうか。これは御提案なんですけど、どうでしょうか。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

これまでそういった視点で考えたことがございませんでしたので、現場の意見など聞きながら検討してみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○林委員

市民に対して、ポイ捨ての抑止力になればと思って御提案いたしました。ありがとうございました。

○河村委員長

よろしいですか。

○林委員

はい。

○中村委員

それでは、何点か質問させていただきます。

主要施策の成果125ページの中ほどに、公害関係の苦情処理件数として計19件が掲載されていますが、このような苦情にはどのような対応をしているのでしょうか。お聞きいたします。

○周田環境政策課長

環境政策課では、こうした公害の発生につながりかねない事項の連絡を受けた場合については、速やかに職員が現地に向かい、現場確認や聞き取りなどから状況把握に努め、環境への影響の有無について確認した上で対応等を行っております。大気や水質など法律や条例等で県知事の権限とされている事項については、周南環境保健所と連携し、対応等を行うこともございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

この中で騒音というのが7件で一番多いんですけども、この騒音苦情の内容を教えてくださいいただけますか。

○周田環境政策課長

騒音苦情7件の内容ですが、住居や事業所等から出される音への苦情が4件、その他、音が広範囲にわたって聞こえる場合など、発生源が特定できないものが3件ございました。

以上でございます。

○中村委員

では、それらの苦情に対しての対応を教えてください。

○周田環境政策課長

騒音は、騒音規制法で規制されているものとそうでないものがあり、騒音苦情には多様な発生源があります。規制には対象地域と発生源の指定がございます。そのため、まずは音の発生場所が騒音規制法で規制されるものか、そうでないものかの確認を行い、規制対象であれば音の発生源となる対象者に指導を行っております。騒音規制法で規制対象外であれば、状況に応じて対象者に音の発生に配慮するようお願いをしているとこ

ろです。また、発生源の特定が不明なものについては、継続的なモニタリングを行うこととしております。

以上でございます。

○中村委員

ルールによって対応が違うということで理解しました。苦情に対する対応というのも大変でしょうが、そういったお困りの方がいらっしゃるなら、しっかりと対応を今後ともよろしく願いたいと思います。

それから、決算書145ページの不燃物・可燃ごみ等収集事業のごみ収集・処理委託料についてですけれども、ごみ収集・処理委託料2億1,841万1,000円となっておりますが、収集エリアや収集物、例えば、可燃ごみや不燃ごみなどによって各業者と契約をされていると思いますが、エリアや収集物ごとの委託料の内訳をお示してください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

ごみ収集・処理委託料2億1,841万1,000円の内訳でございますが、エリアにつきましては、大きくは旧光市地域と旧大和町地域で分かれております。

まず、旧光市地域につきましては、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、古紙古布類の収集委託料が9,002万4,000円、不燃ごみの収集が7,928万8,000円となっております。

次に、旧大和町地域ですが、こちらのエリアは可燃ごみ、不燃ごみ、全ての品目を集める契約となっており、こちらが4,804万8,000円でございます。そのほか、旧大和町地域で集めた古紙古布類を種類ごとに選別する作業を委託しており、こちらが105万1,000円でございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

これ、前年度の決算額より委託料全体で約1,800万円増えているんですけども、その理由を教えてください。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

増額の理由でございます。ごみ収集委託の契約の一部が5年の長期継続契約となっており、令和6年度はちょうどこの長期継続契約の更新年度でございました。契約更新に当たって、作業員労務単価や燃料費等を直近の単価に見直した設計を基に入札を行った結果、全体で約1,800万円増額したものでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。更新年度の関係でということで理解しました。ありがとうございます。それから、主要施策の成果132ページの下段のごみの処理状況の推移についてお聞き

します。

ごみの総量は減っているんですけども、委託料というのは減少しないのか、そのあたりをお聞きします。お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

ごみ収集委託料につきましては、ごみ収集に係る日数や必要となる作業員、車両数などにに基づき算定しております。委員御指摘のとおり、ごみの総量は年々減少しておりますが、現状、収集日数や人員、車両数を削減できるほどのごみの減少とはなっていないことから、委託料は減少しておりません。

将来、ごみの量が現在よりも大幅に減少し、収集に必要な作業員や車両数が減る場合には、委託料も減少することが想定されます。

以上でございます。

○中村委員

委託料の減少までは、まだ減ってはいないということで理解しました。

委託料の減少にはすぐすぐつながらないとはいえ、ごみが減ることで処理にかかる経費はこれから削減していくと思われます。ごみの総量が減少している原因は、先ほど言いましたように人口減少などと思われるんですけども、ほかの原因というのものもあるんでしょうか。お願いします。

○山田環境事業課長兼深山浄苑長

主要施策の成果132ページの表に記載のとおり、ごみの総量だけではなくて、市民1人1日当たりのごみの排出量も年々減少傾向にあります。これは、人口減少率よりもごみの量の減少率のほうが大きいためであり、単純に人口減少だけの理由でごみが減っているわけではないことを表しております。

人口減少以外の要因として考えられるものとしてしまして、ペーパーレス化による古紙の減少、事業者等によるリサイクル資源の店頭回収、商品の軽量化や詰め替え商品の普及、物価高騰による商品の買い控えに伴うものなどがございます。

また、リユースを取り巻く環境は近年大きく変化しており、不要となった製品を気軽に売買・譲渡できる店舗やフリマアプリなどの様々なプラットフォームが提供されており、リユースをしやすい環境が整備されてきたことも要因の1つだと考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。1人当たりのごみ量が減っているというところで理解しました。ごみの総量減少が経費にどのように影響しているのかなど、今後も引き続き注視してまいりたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：藤井市民課長、山根生活安全課長、村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長、
国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果32ページですけれども、先ほど概略の説明がありました市民活動補償制度の適用の賠償事故が3件、傷害が3件とありますけれども、この具体的な内容と金額をお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

賠償保険につきましては、3件とも除草作業中に小石がはねて、車両に損傷を負わせたというもので、全体で合わせて14万9,516円の支払いとなっております。

傷害のほうにつきましては、清掃作業中の熱中症が2,000円。それから、文化祭を開催するに当たっての作業中にテントの設営時にテントの支柱が足に当たり足を負傷した事故に8,000円。それから、土手の清掃作業中に誤って転倒し、頭部等を負傷したものが1万6,000円ということで、傷害が合計で2万6,000円という形の補償内容、支払金額となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

それから、同じく主要施策の成果32ページですけれども、コミュニティ備品貸出制度により貸出ししたものにつきまして154件、次のページになりますけれども、次のページにわたりまして、33ページのところにあります、令和6年度が154件ありますけれども、これの主なもの品目の件数についてお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

コミュニティの備品の貸出しということで、数字のほうが大きく伸びているというところがございます。こちらのほう、昨年度と比較いたしますと、大きく増えておりますものが、かき氷機が40件と、昨年度よりも倍以上貸出しをしておると。それからポップコーンの機械、こういったものが非常に多く貸出しの件数が増えているというところになります。

また、これらの機械を動かすために附随する備品ということになりまじょうか、発電機とかクーラーボックスとか、こういったものも、併せて貸出しの件数が多くなっているというところがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

それから、決算書77ページ、地域づくり推進事業の地域づくり推進事業交付金、これが1,687万6,000円ありますけども、それぞれ交付の相手ごとの金額をお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

こちらの交付金につきましては、それぞれの協議会に交付をしておるものでございます。金額の多い地区、協議会から申しますと、浅江284万1,000円、室積216万4,000円、光井201万8,000円、三島196万4,000円、大和173万8,000円、島田154万7,000円、周防132万9,000円、塩田92万8,000円、東荷92万7,000円、中島田90万7,000円、伊保木39万4,000円、牛島11万9,000円となっております。

こちらの今の申しました交付金には、教育委員会所管分となりますけれども、人権教育推進事業、それからクリーン光の事業費も含めた金額となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認できました。

それから、決算書85ページですけども、安全対策事務費ですけども、項目は前のページにありますけども、85ページの2行目ですけども、光市街路照明推進協議会補助金1,078万9,000円ですけども、これ先ほど概略の説明がありましたけども、もうちょっと詳しくできますでしょうか。

○山根生活安全課長

光市街路照明推進協議会決算における事業費918万9,000円の全額と、残額は電灯料や補修費等に充てられております。

なお、事業費につきましては、先ほど歳出の決算説明でも触れましたとおり、街路照明適正化事業に伴い、第2期として計画消灯した箇所のうち、安全確保上必要な箇所に代替LED等を設置することに要した費用、並びに、以前に計画消灯した56基を撤去した費用となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、決算審査参考資料6ページの同じ安全対策費の中の負担金補助及び交付金の中のところの光市街路照明推進協議会の不用額が703万1,000円と大きな金額になっておりますけども、この理由について、分かればお示してください。

○山根生活安全課長

先ほどの不用額の説明において、電気料金の実績減及び撤去工事の見積入札減とお伝

えさせていただきますが、最も大きな要因は、令和6年度分の街路照明撤去に際し、それぞれの道路管理者から基礎部分を残すことのできたことによるものだと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

基礎部分というのは、支柱の下に埋めてあるものを撤去しなくていいということでしょうか。

○山根生活安全課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、主要施策の成果45ページですけれども、市民相談事業の無料法律相談の件が載っておりますけれども、弁護士の相談が89件、それから司法書士の相談が41件と多くありましたが、それぞれの定員に対しての相談人数は、どのような状況だったのでしょうか。

○山根生活安全課長

今、委員御紹介の件数が、重複してカウントされる相談内容別件数ですので、相談の枠に対する件数ということでお答えさせていただこうと思いますが、まず、弁護士無料法律相談につきましては、光市開催分が年4回で、それぞれ18枠の合計72枠のうち71枠が埋まりました。

また、司法書士無料法律相談につきましては、同じく光市開催分が年6回で、それぞれ6枠の合計36枠のうち32枠が埋まったところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ほぼ埋まったということで了解をいたしました。

それから、主要施策の成果74ページですが、74ページの人権推進費ですけれども、無料の特設人権相談所というのがありまして、これは、あいぱーく光で月2回、それから、大和コミュニティセンターで月1回、午前9時から12時まで開設をしておりますけれども、これの相談人数をお示してください。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

光市で開設しております人権擁護委員による特設人権相談は、山口地方法務局周南支局が所管となっておりますので、周南支局に問い合わせたところ、市町別での回答は困難であるということでした。

山口地方法務局全体であれば、公表されておりますので、その数値を回答させていた

だきますと、令和6年における人権に関する相談件数は1,934件、そのうち県内の特設相談所で人権擁護委員が受けた相談件数は122件でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。細かい数字は分からないということで了解をいたしました。

それから、決算書113ページですけれども、人権推進事業のところなんです、講師派遣委託料39万7,000円というのがありますけれども、これは「人権を考えるつどい in ひかり」の講演会の費用になっておりますけれども、講演者を車椅子ダンサーである奈佐誠司さんとした理由、また、あるいは決めるまでの経緯及び委託先をお示してください。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

令和6年度の「人権を考えるつどい in ひかり」は、12月21日の土曜日、光市民ホールを会場に、光市、光市教育委員会、山口地方法務局周南支局、周南人権擁護委員協議会、光市人権教育推進協議会の主催で開催し、メインとなる講演につきましては、光市人権推進指針の分野別施策の推進に掲げる取組の1つである「障害者の人権」をテーマといたしました。

「障害者の人権」をテーマとした理由は、令和6年は、4月1日より障害者差別解消法が改正施行され、国や自治体だけでなく、民間事業者による障害者への合理的配慮の提供が法的義務化されたためでございます。

令和6年度は、車椅子ダンサー、奈佐誠司さんを講師に招きまして、「ダンスで心のバリアフリーを」の講演会とダンスパフォーマンスを披露していただきました。

講師の奈佐誠司さんは、18歳のときにバイク事故に遭われ、以後、車椅子での生活になりながら、車椅子ダンスに取り組み、努力の結果、日本初のプロの車椅子のダンサーになりました。その努力と、これまでの御自身の実体験などを主催者で協議・検討し、今回のテーマにふさわしい講師であると判断され、決定したものでございます。

なお、講師派遣委託料39万7,000円の委託先は、講師の派遣業務を請け負っております大阪市北区にある株式会社日本総合経営協会でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。障害者差別解消法、そういうものの中で、こういう形になったということで了解をいたしました。

それからもう1点ですけれども、同じ今の、決算書113ページの人権団体活動費補助金87万円とありますけれども、これの支給の団体をお示してください。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

光市が活動費を補助する団体につきましては、市内に支部を置く、山口県地域人権運動連合会光支部と全日本同和会山口県連合会光支部、この2団体でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

この金額別は分かりますでしょうか。

○村上人権推進課長兼ふれあいセンター所長

山口県地域人権運動連合会光支部には37万7,000円。全日本同和会山口県連合会光支部には49万3,000円を補助しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。以上です。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員長

ここで執行部より答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○藤井市民課長

先ほど市民課分の説明の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

決算書37ページをお願いいたします。節欄の下から2つ目、社会福祉費負担金の1行目、国民健康保険保険基盤安定負担金について、先ほど1億2,708万8,000円と申しましたが、正しくは1億2,708万3,000円でございます。おわびして訂正させていただきます。

○中本委員

それでは、決算書83ページにあります交通安全対策事業の備考欄に載っております交通安全施設設置工事531万7,000円についてお伺いをいたします。

先ほど市道等の中央線、外側線、路面標示などの設置工事に要した費用との説明をいただきました。主要政策の成果40ページに区画線の事業量として3.7kmとありますが、令和6年度はどういったところを修繕整備されたか、確認をさせていただきます。

○山根生活安全課長

令和6年度における区画線等の引き直しでは、虹ヶ丘2丁目の虹ヶ丘森ヶ峠線、浅江4丁目から6丁目、7丁目の相生高洲線、木園から光ヶ丘にかけての船戸三太線、島田1丁目、2丁目の間を走る島田中央線、室積新開1丁目から新開2丁目にかけての松原海岸線、新開江ノ浦線の6路線の中央線や外側線、矢印などの引き直しを実施しております。

以上でございます。

○中本委員

6路線の区画線の区画整理をしていただきました。

度々質問しておりますが、交通安全対策事業費の中で、まだまだたくさん白線、外側線の消えた場所がたくさんあるわけでありまして。ぜひ年次的に、計画的に、市内全域幅広く整備ができますようによろしく願いをしておきます。

もう1点、地域の皆さんの、特に高齢者の皆さんから県道中央線や外側線、横断歩道の線が薄くなっており、通行するのが怖いという声を頂戴しております。市の予算での対応が厳しい、難しいということは重々承知しておりますが、何らかの手を取らないと危険な状況でありますので、よろしく願いをいたします。

○河村委員長

よろしいですか。

○中本委員

はい。よろしいですよ。

○河村委員長

質問じゃありませんよね。

○中本委員

いやいや、今質問2つ目。

○山根生活安全課長

委員も御承知のとおり、県道の白線の中央線であったり外側線などは、県の道路主管課が対応しておりますし、黄色の中央線や横断歩道など、規制を伴う道路標識や道路標示などの交通安全施設は、山口県公安委員会が所管し、設置や維持管理をしておりますことから、私ども生活安全課のほうからも、周南土木建築事務所や光警察署交通課に対して、引き直し等の要望は上げさせて頂いておるところでございます。

なお、県公安委員会が所管するものにつきましては、直接の窓口である光警察署交通課から、要望時には、地元などの利用者からの御意見等を詳しくお伺いしたいとの意向がありますことから、警察署へ直接御要望いただくように御案内をしているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

度々同じような回答をいただいております。確かに光市内に県道がいろいろあるわけでありまして、市民含めて生活道として、この県道も使っております。中央線や横断歩道が、線が薄くなっているところが、もうあちこちにあるわけでありまして、ぜひ交通事故にならないように、高齢者が安心して運転できるような歩道の整備をお願いを

しなければなりません。しっかりと周南土木建築事務所や光警察署交通課に十分要望を上げていただきまして、よりいい施設整備についてお願いをしておきます。よろしくお願いをいたします。

それではもう1点、主要施策の成果43ページ、空家等対策事業の情報提供と管理不適切な空家について、年度別に示されています。今年6年度は、特に18件と多くの情報提供がありますが、どのような情報提供かお知らせをしてください。

○山根生活安全課長

まずは、この表にあります管理不適切な空家等6件の内訳でございますが、建物の傾斜など老朽家屋に関するものが4件、廃棄物の放置が1件、火災後の放置が1件という状況でございます。

また、管理不適切な空家等以外の件数12件の内訳につきましては、草木の繁茂が9件、空き店舗のテント看板が裂けて垂れているなどの空き家の部材落下等が3件という状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

危険な状況であるということが、令和6年度18件ということでありますので、その中身については、よく分かりました。

全国的に空き家が増加しておりますが、今後、市の、ちょっともう一件、元に戻ります。テントの看板が裂けて垂れているという空き家の部材落下という3件でございますが、この中身をよく精査しながら、安全な空き家、危険な空き家でありますので、ぜひ何かの手当をしなければならないというような状況があるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしておきます。

もう1点、同じく主要施策の成果43ページ、空家等対策協議会の開催が1回とあります。決算書では85ページの上の段、空家等対策事業に空家等対策協議会委員報酬3万600円の記載があります。どのような内容か、お願いをいたします。

○山根生活安全課長

まず、その協議会の所掌事項として、光市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することや、特定空家等に関するもののうち、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、特定空家等に対する措置の方針について協議するものと規定しており、計画策定年度等は複数回開催しておりますが、現時点、特定空家等に該当する案件がないことから、それ以外の年度は、おおむね1回の開催にとどまっております。

令和6年度は、3月に開催をしておりますが、議題につきましては、空家対策の現状や年度内に解決した事例の報告などに加え、令和8年度中に計画更新となることから、令和7年度以降の協議会開催スケジュールなどをお示ししております。

以上でございます。

○中本委員

対策協議会の中身については、よく分かりました。

しかしながら、空き家対策については、全国的に大きな問題になってきております。開催が年に1回ということであり、協議会の開催がちょっと少ないのかなど。この市としても大変な大きな課題でありますので、空き家という課題について協議会の中でいろんな情報交換、あるいは対策についてどうするかというような会議が必要じゃないかというふうに思っております。そのあたりはいかがでしょうか。

○山根生活安全課長

先ほど協議会の所掌事項としてお伝えしましたとおり、計画更新や特定空家等に関する意見聴取をさせていただく組織でございますので、一堂に会す機会は限られておりますが、法務、不動産、建築などに関する学識経験者や地域住民代表、関係行政機関の職員に委員として就任していただいております。空き家対策を進める上で折々で個別に御相談をさせていただく機会も持っておりますのでございます。

以上でございます。

○中本委員

所掌事項で会議の中で会議についてという説明がありました。空き家については、もうあちこち目につく状況であります。調査結果が、令和元年の4月1日から令和2年の2月28日ということで、スケジュール区切って調査をされております。もう令和7年ありますので、5年はもうたっておりますので、そのときの空き家等の調査結果が、建築総数が3万2,895戸、空き家戸数が1,148戸、空き家率が8.5%というような調査結果でありました。今現状では、もうそんなものではない、もう山間部に行っても、あるいは町場でも、あるいは各地域によっては空き家がすごい目立っておりますので、再度もう1回、調査研究をする必要があろうというふうに思います。ぜひぜひ次年度、この結果を踏まえて、今の質疑を踏まえて、ぜひ来年度が調査結果ができますように、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○早稲田委員

それでは、決算書79ページのコミュニティセンター管理事業についてお尋ねします。

光熱水費が昨年度と比べて増額してはいますが、増額の理由についてお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

光熱水費の増額でございますが、電気代の単価も上昇の1つと考えられます。また、昨年度の全コミュニティセンターの利用者数になりますけれども、前年度よりも約3,000人利用者数が増加しているというところもございまして、こういったことがあります。ホールとか会議室、こういったものの利用回数も増えているのではないかと

うふうに推測をしているところでございます。
以上でございます。

○早稲田委員

特別なイベントとかの理由ではなくて、単価の上昇と利用者の増加ということで理解しました。

また、ここで増加してあるところで、樹木剪定等委託料が昨年度より90万円以上アップしているんですけど、剪定場所についてお示してください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

剪定場所につきましては、定期的に行っておるところにつきましては、室積、光井、浅江、大和、周防との定期的な剪定は、令和6年度についても行っております。

また、令和6年度は、支障木と申しますか、木が大きくなり過ぎてどうしようもならないというようなものの伐採を、室積と伊保木を主に行っておりまして、こういったものの経費が剪定の委託料の増加の原因というところで考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

例年のことではなくて大きな木になったものを伐採したということで、それは毎年のことではなくて、何年かに1回というふうな考え方でよろしいでしょうか。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

計画的に何年かに1回という形は考えておりませんで、支障になるものがあれば、剪定をするより伐採をするほうが、経費的にも将来的にかからないということも考えながら、今後、事業のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。倒れたりして人にけがをさせたりしたら危険ですので、しっかり管理をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、主要施策の成果34ページの一番下の表の中のスマホステップアップセミナーについて伺います。受講者がもちろん増加していますが、参加状況について教えてください。高齢者の方が多いのかどうかについても分かれば教えてください。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

スマホステップアップ講座につきまして、主要施策の成果にもございますが、受講者の方が大きく増えているというところは、御覧のとおり、御参照のとおり見ていただければと思います。年齢的なもので申しますと、一覧表をちょっと見ますと、70代の方が多

いのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○早稲田委員

70代が多いということで、このセミナーの講師は職員の方でしょうか、それとも何かスマホの販売店の方でしょうか、お尋ねします。

○国広地域づくり推進課長兼地域づくり支援センター所長

講師につきましては、2回ほど、キャリアの通信会社と申しますか、こういったところのスマホのアドバイザーの方を講師に招いて開催をしておるところでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。そういったキャリアの通信のアドバイザーの方ということで理解しました。これは、しばらく増えるかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、もう1つ質問します。決算書85ページで、同僚委員の質問でもあった安全対策事務費のところなんですけれども、光市街路照明推進協議会の補助金で、使い道については、何件か、幾つか紹介いただいたんですけど、その中で、金額はこれ、昨年度の倍以上になっておりました、代替LED灯というのが出てきたと思うんですけど、それについての何基あるのかというのと、幾らかかっているかについてお尋ねします。

○山根生活安全課長

代替LED灯につきましては、62基設置をさせていただきました、費用的には506万円でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

こちらのほうは、結構、基数も多いし、金額もかかっているということが分かりました。

もう1つ質問させていただきます。決算書93ページの住民基本台帳事業について、こちらの住民基本台帳ネットワークシステムの保守委託料とリース料について、随分、昨年度より少なくなっておりますけれども、これは年度で変動するものでしょうか。少なくなっている理由についてお尋ねします。

○藤井市民課長

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の利便性の向上と、国、地方公共団体の行政の合理化に資するため、住居関係を公に証明、認証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、近年ではマイナンバー制度の開

始などにより、より膨大な情報を、このシステムを通じて取り扱うこととなっていることから、着実に安定的な運用が求められています。そのため、国の示す仕様や時期に、定期的にシステム機器の更改を行っており、令和7年3月にシステム機器の更改を行ったところです。

システム機器のリースは、基本的に5年間の長期継続契約を締結し、それに合わせて、毎年度、保守委託契約を締結していますが、国から示された仕様や時期を勘案して、それまでのシステム機器を再リースしながら、システム機器の更改を行っています。

システム機器の保守委託料及びリース料に関しましては、令和5年度は、令和6年2月までのリース料及び保守委託料、加えて令和6年3月分の再リース料。令和6年度は、令和7年3月にシステム機器の公開を行ったことから、2月までの再リース料と3月からの新たな機器の保守料、保守委託料及びリース料となっております。令和6年度においては、再リース期間が長かったこともあり、令和5年度と比較すると実績額が減となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

再リースということで金額が少なくなっているということが理解できました。

その下のマイナンバーカード申請支援業務委託料は、こちらは逆に昨年度より増額しております。それについての理由についてと、また令和5年度と令和6年度の取扱いの件数についてお示しください。

○藤井市民課長

マイナンバーカード申請支援業務委託は、日本郵政株式会社と委託契約を締結し、市内9局の郵便局において、マイナンバーカードの申請書の作成や、それに必要な写真撮影を行うなどの申請支援業務を行う事業となっております。

本事業の委託料は、事業導入に当たっての初期導入費、事業実施に必要なスペース等に係る費用である月額固定費、申請支援1件に係る費用である従量費、といった3つの費用から算出しております。

本事業は、令和5年9月から開始しており、令和5年度の決算額は9月から翌年3月末までの7か月での実績、事業を継続した令和6年度の決算額は4月から3月末までの12か月の実績となっているため、月額固定費分及び支援件数の増加による従量費分が増額となっているものです。

また、令和5年度と令和6年度の取扱い件数でございますが、令和5年度は7か月で46件、令和6年度は1年、12か月で213件の支援を実施しております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和5年度と令和6年度の月数が違うということと、あと令和6年度は12か月でありますけど、やっぱり申請のこの数は増えているということは分かりました。

以上です。

○藤川委員

決算書95ページのコンビニ交付運営負担金221万8,000円のところと、主要施策の成果48ページを御参照ください。コンビニ交付の利用件数が、令和4年度から令和6年度にかけて、約3,000件増えているんですけども、実際に職員の業務負担は軽減されているのでしょうか。また、その他で変化しているところでのメリット・デメリットがあれば教えてください。

○藤井市民課長

令和4年度では、総発行件数4万784件のうち、コンビニ交付件数は7,322件で、利用率は全体で約18%。令和5年度では、総発行件数は3万8,831件のうち、コンビニ交付件数は1万178件で、利用率は全体の約26%。令和6年度では、総発行件数3万7,512件のうち、コンビニ交付件数は1万756件で、利用率は全体の28%となっており、マイナンバーカードの普及に伴って、利用件数は増加傾向にあり、また、証明書の総発行件数そのものも減少傾向にあります。そのため、証明書発行業務に関しては業務負担の軽減が図られているものと考えております。

一方で、マイナンバーカードの交付開始から、およそ10年が経過しようとしている中、マイナンバーカードの申請交付やマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新などの対応件数が、年間で5,000件以上あることや、令和6年3月から開始した本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明等が取得できる戸籍証明書等の広域交付の年間交付件数が3,000件以上あることなど、全体としてはむしろ業務量が増えており、戸籍住民系の業務負担としては軽減されているというふうな状況ではございません。

あと、マイナンバーで変わったところというところですが、マイナンバー制度の開始後、窓口の手続において、住民票の写しや所得証明書などの添付資料の提出が不要となり、また、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付やオンラインでの転出入の手続などにより、市民の利便性は向上しているものと考えております。

また、市の業務においては、マイナンバーカードの普及によって、コンビニ交付の件数やオンラインでの転出入の手続が増加傾向にあるなど、窓口対応や事務処理の一部において、一定程度、業務負担の軽減は図られているものと考えております。

一方で、マイナンバー導入により、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの申請支援やマイナンバーカードの交付、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の設定更新などの業務が新たに追加されるなど、業務量が増大している状況でございます。以上でございます。

○藤川委員

コンビニで交付された件数と、直接、窓口の業務負担が減ったというわけではなくて、マイナンバーカードが普及すればするほど、そのほかの業務が多岐に渡って実際に増えているなということが分かりました。市民の利便性がよくなってきた、多くなってきた

というのは、よかったと思います。

ただ、今、DX化だとかいろいろなシステムの変わっていく過渡期だと思うので、大変だと思いますけれども、引き続きよろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第5号 令和6年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑

○藤川委員

主要施策の成果274ページ、保険税の収納状況なんですけれども、86.71%、このうちの外国人の割合を教えてくださいませんか。

○大隅収納対策課長

国民健康保険税の滞納者のうち、外国人の滞納状況についてのお尋ねですが、令和6年度分の当初課税通知書を送った件数を担当課に確認いたしましたところ、6,163件でございました。このうち、外国人への送付は48件でございました。令和6年度の国民健康保険税における外国人の滞納件数は15件でございます。

以上です。

○藤川委員

ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

③追加認定第7号 令和6年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：藤井市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 令和6年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：和久総務課長、秦消防担当課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。それでは、決算書69ページ、庁舎管理事業の修繕料の主なものについてお示してください。

○和久総務課長

令和6年度に修繕をした主なものは、雨水ますのポンプに関連する修繕が163万9,000円、本庁舎の正面玄関自動ドアの取替えが50万6,000円となっております。

以上です。

○早稲田委員

本庁舎の自動ドアということで、やはりちょっと老朽化の影響かなと思っております。引き続き管理のほうをお願いしたいと思います。

それから、決算書の71ページ、庁舎整備事業の庁舎整備工事については先ほど説明で伺ったのですけれども、庁用器具費については、この決算書、前年度はないようなんですけど、何の費用か説明をお願いいたします。

○和久総務課長

こちらは、旧防災危機管理課執務室を改修し、新たに議会応接室として使用することに伴いまして、会議用テーブル2台と椅子10脚を購入した経費でございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。整備工事のほうでは部屋の改装とかの費用にして、中のテーブル等については器具費ということで、あちらを会議室にさせていただいてありがとうございます。

それでは、また続きまして、今度は防災事務費についてお尋ねします。決算書85ページお願いします。

まず、印刷製本費について、昨年度はなかったようなのですけれども、内容についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

印刷製本費につきましては、防災行政無線や光市公式LINE、防災ポータルなど、災害時における市からの情報伝達手段を掲載した防災情報伝達手段の周知用チラシを3

万部作成するために要した費用でございます。
以上でございます。

○早稲田委員

防災のお知らせについてということでございますけども、中身についてどういったことの内容なのか、もう少し説明いただけますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

チラシの内容につきましては、市からの防災情報伝達手段としまして、防災行政無線のほか、光市公式LINEの手続の方法、防災ポータルなどのお知らせをするサイトの情報等を記しております。
以上でございます。

○早稲田委員

なかなか防災無線だけでは伝わらないとか聞こえないという声が、よく市民の方からありますので、このようなお知らせでLINEとかポータルサイトの説明とかがあるのはいいことだと思います。
この3万部については、どういった方法で市民の方に周知されたのか、お示してください。

○海老本防災危機管理課長

作成したチラシにつきましては、市の関係機関をはじめ出前講座や各種団体、防災関連の会議等で配布をして周知を図っております。
以上でございます。

○早稲田委員

様々な周知方法についてお願いしたいと思います。なかなか1つの手だてだけだと皆さんに行き渡らないので、引き続きお願いできたらと思います。
続きまして、決算書87ページ、衛生通信ネットワーク保守管理負担金について、昨年度より少ない理由についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

衛生通信ネットワーク保守管理負担金については、山口県の防災行政無線の保守点検に係る費用の光市負担分でございます。委員お尋ねの減額の理由についてですが、山口県防災行政無線再整備事業による機器等整備の更新作業がスムーズに進んだことから、旧設備の点検等が不要となり、負担金額が減額となったものでございます。
以上でございます。

○早稲田委員

そういう減額になることもあるということで、スムーズに進んだということはよかったと思います。

続きまして、このページの無線従事者養成課程受講負担金は、防災担当職員が受講したのでしょうか。そして何名受講したのかお示してください。

○海老本防災危機管理課長

無線従事者養成課程につきましては、防災行政無線の操作に必要な資格取得のため、2年に1回、県が講座を開催し、本市からは防災危機管理課職員が2名受講しております。

以上でございます。

○早稲田委員

今回2名ということなんですけれども、ほかの職員の方は皆さんもう、この養成課程は受講されたのでしょうか、お尋ねします。

○海老本防災危機管理課長

こちらの講習につきましては、2年に1回ということになっておりますので、今年度配備された職員については未受講でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。皆さん受けていただいて、しっかりお仕事をさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、主要施策の成果45ページ、自主防災組織支援補助金ということで、こちらは昨年度より増えております。令和5年度に比べてかなり増えているんですけれども、組織数が増加した要因についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

自主防災組織支援補助金のお尋ねでございます。設立につきましては、1件から2件というふうには増加はしておるんですけども、増加の原因につきましては、推測ではございますが、令和6年の当初に能登半島地震が起きたこと、または8月に南海トラフ地震の臨時情報等が出たことによって、防災の意識が高まった結果かなと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

そうですね、能登の地震とかがあったら、やはり、そういうところで皆さんの意識が高まって、組織の支援金の助成金が増えていくのかなと思いますけれども、通常であっても自主防災組織についての意識が高まることを期待しておりますので、今後も皆さんへの周知等をお願いしたいと思います。

防災については以上としまして、続きまして、選挙のことについてお伺いします。決算書97ページ、市長・市議会議員選挙や衆議院議員選挙、いずれにおきましても、ポスター掲示場設置撤去委託料が全体的に上がっています。資材や人件費の高騰の影響かと思われまじけれども、その辺りの説明をお願いします。

○園田選挙管理委員会事務局長

委員御質問のポスター掲示場設置撤去委託料が全体的に上昇傾向にある原因について御説明申し上げます。

ポスター掲示場の設置・撤去業務につきましては、全体の業務を一括した金額で入札を行っておりまして、入札金額の詳細な内訳までは把握できていません。しかしながら、近年の経済情勢から判断いたしますと、主な要因として、まず、木材や金属資材の価格上昇による資材費の高騰。次に、最低賃金や労務単価の上昇による人件費の増加、さらに市内全域での設置に伴う燃料費の高騰などが影響しているものと考えています。委員御指摘のとおり、これらの要因が重なった結果として、委託料全体の上昇につながっているものと推察しております。

以上でございます。

○早稲田委員

今、一括入札ということでお伺いしたんですけれども、この業務は市内のポスター掲示委託業者1者に一括で委託しているのか、お示してください。

○園田選挙管理委員会事務局長

再度御質問いただきました、ポスター掲示場設置撤去業務を市内業者1者に委託しているのかについて御説明申し上げます。ポスター掲示場につきましては、これまで市内全体で223か所に設置しており、業務を委託する際には、市内を3つの区域に分け、それぞれの区域ごとに業者を選定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

3つの区域に分けて、それぞれ1者に一括ということですが、3つの区域という区域についてお尋ねします。

○園田選挙管理委員会事務局長

3つの区域についての御質問ですが、ポスター掲示場設置数223か所のうち、室積、光井、周防地区で92か所。浅江、島田、三井地区で93か所。大和地区で38か所でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。それぞれ地域を分けているということで、理解しました。

もう少し質問させていただきます。今度は消防のことについてお尋ねします。決算書185ページ、お願いします。山口県救急安心センター事業についてお尋ねします。こちらにも主要施策の成果のほうかと思うんですけど、令和6年度の本市からの利用者数は延べ668人とありますが、その利用者の状況は分かりますか。症状や年齢層、地域などが分かればお示しく下さい。

○秦消防担当課長

それでは、山口県救急安心センター事業#7119についての御質問をいただきました。

まず、利用者の状況についてお答え申し上げますけども、この利用者の状況につきましては、毎月、事業主体である県から利用実績の報告を受けておりますので、この内容を基に令和6年度中の状況をお答えします。

まず、御質問にありました症状別ですが、相談者の主訴は、発熱、腰痛、呼吸苦、外傷、打撲など、多種多様でございます。668人を区分することは困難でございます。

次に、相談対象者の年齢層別でございますが、20歳未満が39人、20歳代が64人、30歳代が80人、40歳代53人、50歳代88人、60歳代75人、70歳代108人、80歳以上131人と不明の方が30人であり、80歳以上の方の相談が最も多い状況です。

それから、地域別につきましてもお尋ねいただきましたが、県の報告内容には含まれておりませんので、把握できていません。

このほか、参考になりますけども、性別といたしましては、男性311人、女性352人、不明5人。相談時間帯別では、平日の日中が143人、夜間240人、休日の日中125人、夜間160人となっております。平日夜間における相談が最も多い状況となっております。

以上です。

○早稲田委員

やはり年齢層が高いほど体調不良とかが心配でこちらの利用が多いのかなと思います。逆に年齢層の高い方が利用しているということは、この#7119が割と広まってきているのかなと思います。実際に私も利用したことがあるんですけども、私の場合は救急車に連絡を取ったのですけれども、相談後に救急車に実際連絡を取った事例というのが、数が分かればお示しく下さい。

○秦消防担当課長

それでは、#7119に相談後に救急車を要請された方についてお答えいたします。

この相談によりまして、119番通報を助言されて実際に救急車を要請された方は55人でございます。相談者668人のうちの約8.2%を占めている状況です。

以上です。

○早稲田委員

意外と少ないなと思いました。668人のうち、実際救急車を呼んだのは55人というこ

とは、それ以外の方は、こちらを利用することで何か解決したり、症状が落ち着いたりしたということで、救急車を簡単に呼んで、救急車自体が足りなくなるような今ちょっと時代になっていきますので、かなり効果があるかと思うんですけど、実際この#7119の成果や効果について、ほかにもありましたらお示してください。

○秦消防担当課長

それでは、#7119の効果、成果についてお答えをいたします。

高齢化や核家族化など進展などによりまして、心肺停止や大出血など明らかに重症と思われる以外では、救急車を呼んだほうがいいのか、病院へ行ったほうがいいのかなど、市民の方は119番を躊躇される場面が想定されます。このようなときに#7119を利用することで、看護師からの適切なアドバイスを受けることができるため、潜在的な重症者の発見につながりますとともに、不急の救急車の出動を抑制するといった効果も期待できます。

また、救急車の出動件数が年々増加している中、搬送人員に占める軽症者の割合が事業開始前の平成30年と比べまして12.6ポイント減少しており、限られた救急資源である救急車の適正な利用に一定の効果을上げていていると考えております。

以上です。

○早稲田委員

効果が上がっていることは確認できました。まだまだ、そうは言っても知らない方とか、慌ててすぐ119にかける方もおられると思うので、引き続き周知の方法を徹底していただければと思います。

最後にもう1つだけ私の質問があります。消防団管理運営事業のクラウドシステムについて、先ほど令和6年6月から運用開始と言われましたけれども、実際に活動実績についてお示してください。

○秦消防担当課長

それでは、消防団員活動支援システム、いわゆる消防団アプリと我々申しておりますけども、これの使用実績についてお答えをいたします。

委員からもお示しありました、昨年6月からの運用開始から令和7年3月末までの約10か月間の使用状況は、火災現場への出動指令を2回、それから台風などの警戒情報、それから訓練に関する情報など合わせて24回となっております。

以上です。

○早稲田委員

火災と台風についてということですが、こちらではいろいろな情報が伝わっていくと思いますので、ますます活用されていけばいいと思います。徹底して使っていただけますようよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。

○林委員

1点ほどお尋ねをいたします。主要施策の成果184ページ、消防団員の装備についてお尋ねをいたします。

その前に、ここで話しすべきかどうかと思いながら、ちょっとお話をさせていただきます。光市消防団第1分団浅江地区が、9月20日に山口県消防操法大会の応急操法小型ポンプの部で優勝されました。心からお喜びを申し上げます。

それでは、主要施策の成果184ページの消防団の装備についてお伺いいたします。

(イ) 防火服の更新についてでございますけれど、本年度は老朽化した防災服一式、12セット更新されるとありますが、消防団員485名、12分団いらっしゃいます。どの分団に更新されるのでしょうか。また、ほかのお考えがありましたら、お示してください。

○秦消防担当課長

それでは、冒頭でまず消防団の御紹介いただきまして大変ありがとうございます。委員からは防火服の配備状況についてお示しいただきましたので、お答えいたします。

このたびの12セットにつきましては、浅江の1分団、岩田の9分団、三輪の10分団、これにそれぞれ4着ずつを配備いたしました。

それから、今後のお考えということでお示しいただいておりますけれども、地区ごとの消防団員数は、多いところ少ないところがございますので、各地区の分団数に応じた数の防火服を配備しております。ちょっと幅がございますけれども、おおむね4着から7着程度を配備しております。

なお、本市消防団が保有しております防火服の総数につきましては、全部で79着となっております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。

また、各分団には何着ずつ配備されているのでしょうか、現状をお示してください。

○秦消防担当課長

先ほど申し上げましたけれども、各分団幅ございまして、4着から7着程度を配備しております。

以上です。

○林委員

4着から7着配備されているということで、いつ火事が起こっても、皆さんに私たち助けていただいているもんですから、しっかりした防火服を届けていただいているということは、そして皆さんが持っていられるということは、自分の身を守るということに関して、やっぱりとても大切であると思いますので、これからも傷んだ服は、なる

べく早くに気がついて届けてあげていただきたいなと思っております。要望でございます。よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは、何点か質問していきます。

主要施策の成果45ページ、防災諸費の（1）防災事務費、アの下段のところの自主防災組織は市内全般で127団体、組織率が92.9%となっておりますけども、これはコミュニティ協議会や地区という大きな組織も入っており、ほぼ市内の全体の世帯が入っていると思いますが、この92.9%の算出の式をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

自主防災組織の組織率につきましては、委員仰せのとおり算出基準日における地区単位の自主防災組織に加え、地区単位の自主防災組織のない地区の個別の自主防災組織の加入世帯数を、人口統計上の全世帯数で割り算出しております。

具体的には、3月31日を基準日としまして、地区単位自主防災組織等の加入世帯数2万1,689世帯を全世帯数2万3,342世帯で割り、組織率が92.9%となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。実際に自治会または町内会単位の自主防災組織数をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

自治会、町内会単位での自主防災組織数については117団体となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これが多く進めば非常に有効だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから同じく、主要施策の成果46ページですけども、防災情報伝達手段周知事業というのがありますが、これについては様々な方法をやっておりますけども、現在LINE公式アカウントは有効な伝達手段で、全登録数は約6,000件程度ですが、これの中の防災情報のうちの小項目の防災情報、これが災害対策本部からのお知らせが行きますけども、これの登録数をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

LINE公式アカウントのうち防災情報の登録件数は、令和7年9月末現在で2,082件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだまだこれが進めばと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、決算書69ページですけども、一般管理事業の真ん中の段辺りの庁用器具費128万7,000円ですが、これはもともと予算が19万9,000円と少なかったんですが、その増額も併せて内容をお示してください。

○和久総務課長

増額の内容につきましては、庁舎に設置をしてありますエアコン2台が故障したため更新をしたものでございます。

以上です。

○仲小路委員

これはどこどこのエアコンでしょうか。

○和久総務課長

監査委員事務局と環境事業課のエアコンでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。了解いたしました。

それから、決算書の71ページですが、上から2段目の浄書センター管理事業の一番下の段の庁用器具費49万6,000円がありますけども、これはもともと予算がありませんでしたけども、内容はどのようなものでしょうか。

○和久総務課長

これは総務課のシュレッダーが経年劣化により故障し、修理も不可能であったため、新たにシュレッダーを購入したものでございます。

以上です。

○仲小路委員

これは急遽の故障ということで分かりました、了解しました。

それから、同じく決算書73ページ、職員研修事業の一番下の段の自己啓発助成事業補助金は7件の補助があったというふうに先ほどありましたけども、その資格の名称をお示してください。

○山近人材育成・女性活躍推進室長

職員の資格取得及び知識や技術の習得のための自己研修等に係る経費の一部を支援す

る自己啓発助成事業補助金でございますが、令和6年度の交付実績7件の資格等の名称につきましては、資格取得が4件で、土木施工管理技士が2件、造園施工管理技士、英語検定となっており、また、講座の受講が3件で、社会保険労務士講座、簿記講座、社会福祉士基礎研修となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これ英語検定も入るということなんですね。

○山近人材育成・女性活躍推進室長

助成対象でございます。

○仲小路委員

これ何級でしょうか。

○山近人材育成・女性活躍推進室長

2級でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、決算書87ページ、防災庁舎管理事業のところのちょっと下の段の辺りの河川等監視カメラ保守委託料137万5,000円。先ほどの説明で、県の水門の更新のカメラ水位計とありますけども、もともとこれが予算は55万円でしたけども、増額も含めてその内容をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

増額の理由について御説明いたします。本委託料につきましては、当初、市内15か所の河川等監視カメラの年次点検の保守費用として予算計上しておりましたが、設置しておりますカメラのうち、島田市のカメラについて、県の水門設備の上に設置したところ、県が令和6年度中に当該水門設備を全面的に更新することとなったため、本市のカメラを一時的に撤去する必要が生じ、その撤去と再設置にかかる経費を支出したため増額となったものでございます。なお、増額分は、同一事業内での予算流用にて対応しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう事業の変更があって移動の費用がかかるということで了解をいたしました。

それから、同じく決算書87ページの防災庁舎管理事業ですけども、先ほど不用額の説

明がありました、無人航空機初任者特別講習負担金、これがもともと15万4,000円ありますけども、これが日程等が合わないということでなくなったということですが、これについて業務上の影響とかいうのはないでしょうか。また、併せて現在までの受講者数をお示してください。

○海老本防災危機管理課長

業務上の影響につきましては、これまで大きな災害も発生していないことから実務上の影響はないと考えておりますが、今後も災害時に備え、引き続き操縦者の育成に努めてまいりたいと考えております。なお、これまでの受講者数は8名となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。

それから、最後に決算書97ページですけども、衆議院議員選挙事務事業のところで、最後の行のポスター掲示場設置撤去委託料550万円がありますけども、これについては、もともと予算の記載がなく今回の計上となっておりますけども、今回決算での計上となった理由をお示してください。

○園田選挙管理委員会事務局長

委員御質問のポスター掲示場設置撤去委託料550万円について、予算書には記載がなく決算書で計上された理由についてお答えいたします。

今回の衆議院議員総選挙は、令和6年9月30日に石破総裁が解散を表明し、実際に10月9日に衆議院が解散されるなど、解散から投開票までの期間が18日間と極めて短期間でした。こうした中、選挙運動用ポスター掲示場につきましては、公示日の前日、10月14日までに設置を完了させる必要があったため、予備費を充当して対応いたしました。このため、ポスター掲示場設置撤去委託料550万円につきましては、予算書での記載がなく、令和6年度決算において計上されたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは補正予算の時間がなかったということで、了解をいたしました。

それから、最後に決算書187ページ、消防団公務災害補償事業、上から2段目ですけども、1万9,000円ありますけども、これの実際に公務で受けた災害の内容をお示してください。

○秦消防担当課長

それでは、消防団員の公務災害の内容についてお答えします。これは昨年8月、消防本部の訓練場におきまして、消火訓練中の消防団員が消防用ホースを延長中、左足の筋を伸ばし負傷したものでございます。幸い大事には至っておりませんで、約2週間後に

は完治しております。

今後も引き続き、消防団員の安全管理・安全教育に取り組み、公務災害の防止に努めてまいります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

○藤川委員

主要施策の成果21ページをお願いします。職員の実態というところで、職員の人数なんですけれども、令和5年度から令和6年度にかけて13人増加しているんですけれども、市民からちょっと厳しい声かもしれないんですが、何でそんなに職員が多いんだということを耳にすることが何度かありまして、今回増加している主な要因というのを教えていただければと思います。

○和久総務課長

職員が増加した主な要因といたしましては、ナイスケアまほろばから8名の職員を受け入れたこと、また、法改正による組織の再編や重要施策の推進のために必要な部署に職員を配置したためでございます。

以上です。

○藤川委員

必要な部署があったというところで増員をされたということでしたが、職員の数、必要などころには、こちらの部署は必要だということが分かると思うんですけれども、実際DX化が進んだりだとか、業務が軽減されたことによって、部署によっては、もしかしたら軽減されていて、そこまで必要じゃないんじゃないかと感じる部署がもしかしたらあるかもしれないんですけれども、そういったときに、ここはもう必要ないんでと自ら言ってくる部署はないと思うんですけれども、そういったときに職員数が何か適正かどうかという、どのように判断されているのでしょうか。

○和久総務課長

業務量に対して、職員数が適切かどうかを判断するための一つのツールとして、年1回、業務量と人員のバランスなどについて、各部署の管理職からヒアリングを行っております。そのヒアリングを踏まえて、より効率的な組織体制を検討して、人事異動や組織の機構に反映をさせております。

以上です。

○山岡総務部長

和久課長の説明をちょっと補足させていただきます。

職員数が多いかどうかというような基準になると思うんですが、例えば今回つくっております定員管理計画、これ令和5年度に作成したんですが、この中では、例えば総務省がつくっております定員管理診断表というものがございまして、これで本市の職員数を近隣の類似団体、似たような団体と比較してみますと、90人近く職員が少ないというような現状が出ております。

また、県内13市の人口1万人当たりの職員数比較を行いますと、令和4年4月1日現在の数字とはなるんですが、本市の職員1人当たり143.7人、県内で4番目となっております、職員1人当たりの負担は多いほうとなっているというような状況がございまして。ただ、これらの基準はそれぞれの団体の個別要件を反映しておらず、基準としてはなかなか比較対象とならないというふうになっています。

国のほうからは、市の定員数に関しましては、人口、地勢条件、地域住民の行政に対する要望など、それぞれの市の行政需要に応じて決定されるものとされております。このため、本市では専門の知識を有する業者の支援を受けて、これまでの事務事業評価に基づく事務量の調査、また職員へのヒアリング調査、また類似団体との詳細な比較、これらを行って、あらゆる観点、これらから調査分析を行い策定した定員管理計画で定める人数380人、これを基準としておるところでございまして。

この380人に対して、令和6年度末では382人ということになっておりますが、今、和久課長が申しあげましたように、新たな事業、新産業団地、ひかり学園推進課、部活動改革推進室、これらの政策的な業務に従事している職員がいることを加味すると、職員数はおおむね適正であると思えますし、もしくはやや不足しているような状況であると認識しているところでございまして。

以上でございまして。

○藤川委員

ありがとうございます。周辺地との比較や規模の比較、いろいろ調査されての適正な配置人数だということが分かりました。年に一度聞き取り、ヒアリングがあるということで、ぜひ職員の適性、得意分野など併せてヒアリングをされて、業務の効率化を引き続き図っていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」